

る一切の業務を司る。

第三節 貨物の運送

一、貨物

鐵道にて運送せらるゝ貨物は、左の數種に區別せられ、夫々取扱法及び運賃を異にせり。

- 一、**手荷物** 旅客の携帯品にして、一等客は百斤まで、二等客は七十斤まで、三等客は五十斤まで無賃にて運送し、制限以上は、小荷物と同一の運賃を徴收す。
- 二、**小荷物** 手荷物車にて運び得る小貨物にして、旅客列車にて運送せらる。運賃割合に高きも、速急を要する小荷物は、之によるを便す。

- 三、**大貨物** 貨物列車にて運送せらるゝ大貨物にして、一級品・二級品・三級品・四級品・五級品・級外品に區別せらる。

荷物
大小
荷物物

大貨物
級五四三二一
外級級級級級

五級品は、重量容積の大なる割合に、價の安く破損し難き貨物、例へば鑛物・薪炭・穀類の如きものにして、運賃最も低廉なり。

四級品は、五級品より重量の割合に稍高價なる貨物にして、例へば棉花・油類・果物・乾物・海草の如きものなり。運賃は五級品より一噸につき五錢、百斤につき五厘高し。

三級品は、綿絲衣類・書籍菓子・酒類等の如きものにして、運賃は四級品より一噸につき五錢、百斤につき五厘高し。

二級品 植木・織物・鮮魚・生肉等の如きものにして、運賃は更に三級品より一噸に付五錢、百斤に付五厘高なり。

大貨 小口
運取 貨切
送取 種扱
扱扱

一級品は絹絲・理化學機械・活魚・骨董品・動物等の如き高價物又は損傷し易き貨物類なり。

級外品は、火藥・危險品・死體・家畜・貴重品の如き特別取扱を要する物にして、運賃最も高し。

二、運送取扱方法

運送店の手を経て貨物を送附するときは、凡ての手續を運送店に於て代理するが故に、極めて簡便なり。従て一般の人々が、小荷物を發送するときは、此方法によるべきも、多量の荷物を常に發送する商人は、直接に鐵道業者に申込む方、運賃其他の點に於て利得多きが故に、自ら手續をなすこと多し。而して貨物列車にて運送する取扱方法に左の數種あり。

一、小口扱 割合に大量ならざる荷物は、之によるものに

運送狀

本狀記載の物品御規定に據り、荷物列車便を以て運送方委託致候也

大正十年六月五日

住所 久留米市鹽町

荷送人 山田商店印

鐵道院御中

運送區間	從久留米驛到	鐵道線新橋驛
取卸及配達	取卸貨及配達	荷受人持
品名及荷造	個數	斤
木桶函詰	四個	二百斤
	噸數	車數
	物品價格	一〇六〇〇〇
引換證明書の有無	記	
荷受人住所氏名又は商號	東京市小石川區同心町廿五番地	古田一郎

受付第一二八號 六月五日運送通知書第一〇九號荷車所屬 第 號 取扱者北江登

運送手續

して、運賃は斤數によりて計算す。

二、貸切扱 多量の貨物を積送るときは、貨車を借切るを便さす。是れ運賃割安なればなり。運賃は、貨車標記噸數によりて計算す。

三、特種扱 火藥・家畜・車輛・死體及級外品等特別の取扱を要するものにして、運賃計算の單位夫々異なるなり。

三、運送手續

大貨物の運送を申込むには、運送狀に、貨物の品名・重量又は容積・箇數・原價・荷送人及び荷受人の氏名又は商號等を記入して、運輸係に差出し、運輸係にては、荷物を檢べ、運賃を計算し、前拂のときは直に之を拂込ましめ、先拂のときは、其旨を貨物引換證又は貨物運送通知書に記して、之を本人に渡すものさす。荷送人は之を荷受人に郵送し、先方の停車場よ

乙號荷物通知

第 號

大正 年 月 日

從 驛 到 驛

會 郎

送荷依	頼書	番號	甲號荷	物通知	書番號	品 目	個 數	斤 量	噸 數	事

(商業摘要一五二)

取扱

乙號荷物通知書

第 號
 大正 年 月 日
 記號
 送出人
 從 驛 到 驛
 受取人

送荷 依書 號	頼番 書號	甲物 號通 知書 番號	品 目	個 數	斤 量	噸 數	車 數	賃 金	記 事

取 扱 者

乙號荷物通知書

第 109 號
 大正 10 年 6 月 5 日
 記號 五
 送出人 山田商會
 從久留米驛 至新橋驛
 受取人 古田一郎

送荷 依書 號	頼番 書號	甲物 號通 知書 番號	品 目	個 數	斤 量	噸 數	車 數	賃 金	記 事
128		109	木 綿	4	200 斤			9900	

本書ハ着驛受取人へ御廻付アルベシ又受取人
 ハ貨物受取ノ際必ス之ヲ差出サルベシ

取 扱 者 北 江 登

(商業摘要一五二)

を貨物引換證又は貨物運送通知書に記して、之を本人に渡すものごす。荷送人は之を荷受人に郵送し、先方の停車場よ

書 映 証 荷 運 貨

出 発 所 山 田 山 出 発 人 出 発 日 月 日 年
 入 庫 所 古 田 入 庫 人 入 庫 日 月 日 年

品 目	品 名	車 種	車 号	積 込 量	積 込 日 月 日
				0000	0000

入 庫 所 古 田 入 庫 人 入 庫 日 月 日 年
 出 発 所 山 田 山 出 発 人 出 発 日 月 日 年

運送店の手
を
經
る
場
合

貨物引換證
及
運
送
通
知
書

り荷受人に荷物到着の通知ありたるこき、之を引換に荷物を受取らしむるものこす。

小荷物運送の場合は、小荷物係に口頭にて申出て、荷物に荷札を附けて差出し、運賃を支拂ひて小荷物引換證を受取り、荷受人に之を送りて引換に荷物を受取らしむるものこす。前と同じ。又申込により配達を取扱ふもあり。

運送店の手を經る場合は、運賃及び手数料を支拂ひて貨物受取證を受取り、運送店より鐵道業者に運送の手續をなし、先方の土地に於ける運送店をして荷物を受取らしめ、荷受人に配達するものこす。通例手数料は運賃に込めて幾何と定め、配達料金は別に徴収するを常とす。

四、貨物引換證及び運送通知書
貨物引換證及び運送通知書は、荷受人が引換に荷物を受

旅客運送

並酒乗車券
往復乗車券
回数乗車券
定期乗車券
其
他乗車券

取る點に於て相同じけれども、引換證は、裏書によりて他人に譲渡すことを得るに反し、通知書は之を譲渡すことを得ず。従て貨物引換證は、貨物の代表證券として、運送中途又は未だ荷物を受取らざる前に、他人に賣却する場合に便宜なれば、其必要あるときは、豫め之を請求するを要す。若し請求なければ、運送通知書を發行せらるゝを普通とす。

第四節 旅客運送

旅客運送は、貨物運送と共に、鐵道業收入の大部分を占むる主要なる業務にして、貴重なる人命を取扱ふ點に於て、其責任貨物運送よりも大なるべし。

旅客運賃は、凡て前拂にして、之に對し乗車券を渡すなり。乗車券の主なる種類左の如し。

一、普通乗車券 發行當日一回のみ使用せられ、一定期間

商業撮要一五四

止

四番地
殿

記事

御品

臺郎

表面ノ荷物	又ハ同人指圖人へ御引渡可被下候也	殿
大正 年 月 日		
表面ノ荷物	又ハ同人指圖人へ御引渡可被下候也	殿
大正 年 月 日		

第 1256 號

荷 物 引 換 證

賃金支拂方法 現 拂

從 久留米 驛 到 東海 道 線 新橋 驛 止
久留米市鹽町二丁目 東京小石川區同心町二番地
 荷送人住所氏名 山 田 商 會 殿 荷受人住所氏名 古 田 一 郎 殿

運送狀		荷物通知書 又ハ小荷物 符 票 番 號	貨車所 屬及種 類番號	品名及荷造	記 號	個 數	斤 量	噸 數	車 數	貨 金	發 着 手 數 料	增 賃 金	原 價	記 事
月 日	番 號													
6/5	1350	189	75	木綿箱入	玉	4	200	—	—	9600	080		1,060,000	

商業摘要一五四

上記ノ荷物第二十列車便ヲ以テ運送引受候ニ就テハ到着地ニ於テ荷受人又ハ其指圖人へ本證引換ニ現品御渡シ可申候也

大 正 十 年 六 月 五 日

本證作成地及取扱者職氏名

久留米驛運送課主事 伊 田 次 郎

並河乗車券
 往復乗車券
 回数乗車券
 定期乗車券
 其 他 券 類

旅客運送

第四節 旅客運送

旅客運送は、貨物運送と共に、鐵道業收入の大部分を占むる主要なる業務にして、貴重なる人命を取扱ふ點に於て、其責任貨物運送よりも大なるべし。
 旅客運賃は、凡て前拂にして、之に對し乗車券を渡すなり。乗車券の主なる種類左の如し。
 一、普通乗車券 發行當日一回のみ使用せられ、一定期間

乗車券

表面ノ荷物 又ハ同人指圖人へ御引渡可被下候也 大正 年 月 日 殿	表面ノ荷物 又ハ同人指圖人へ御引渡可被下候也 大正 年 月 日 殿	表面ノ荷物 又ハ同人指圖人へ御引渡可被下候也 大正 年 月 日 殿	表面ノ荷物 又ハ同人指圖人へ御引渡可被下候也 大正 年 月 日 殿
--	--	--	--

一定の驛に達するまで有効なり。

二、往復乗車券 一定の兩驛間を往復し得る切符にして、通用期間限定せられ、賃金は割引あり。

三、回数乗車券 一定期間一定の回数を限り、一定の兩驛間を往復し得る切符にして、回数だけの乗車券を綴込み、一回毎に一枚を切り取りて使用す。賃金は割安なり。

四、定期乗車券 一定期間一定の兩驛間を、幾回にても往復し得る乗車券にして、他人に使用せしむることを得ず。同驛間を頻繁に往復する人にこりては、極めて便利

表面ノ荷物	又ハ同人指圖人へ御引渡可被下候也	殿
大正	年	月
		日
表面ノ荷物	又ハ同人指圖人へ御引渡可被下候也	殿
大正	年	月
		日
表面ノ荷物	又ハ同人指圖人へ御引渡可被下候也	殿
大正	年	月
		日

一定の驛に達するまで有効なり。

二、往復乗車券 一定の兩驛間を往復し得る切符にして、通用期間限定せられ、賃金は割引あり。

三、回数乗車券 一定期間一定の回数を限り、一定の兩驛間を往復し得る切符にして、回数だけの乗車券を綴込み、一回毎に一枚を切り取りて使用す。賃金は割安なり。

四、定期乗車券 一定期間一定の兩驛間を、幾回にても往復し得る乗車券にして、他人に使用せしむることを得ず。同驛間を頻繁に往復する人にさりては、極めて便利なり。但し其期間全く使用せざるも、賃銀の拂戻を受くることを得ず。

五、團體乗車券 乗車區域、期間、等級同一なる一定數以上の乗客に發賣するものにして、人數によりて割引率差

あり。普通團體・學生團體の二種ありて、後者は前者よりも割引多し。

右の外、**回遊乗車券**、**近郊乗車券**、**客車貸切乗車券**等ありて、何れも普通乗車券より幾分の割引をなす。尙小兒・軍人・學生・労働者・移住民・囚徒等に對する特別割引もあり。

乗車賃の外に、我國にては一定の通行税を課す。又急行列車に乗る者は、急行券を別に買ふべく、寢臺を要するものは寢臺料を支拂ふものゝす。

第十七章 海運

海運

船舶によりて、河海湖沼の水上に於ける旅客・貨物の運送をなすを**海運**といひ、鐵道の如く軌道を敷設する必要なきを、輸送力割合に大にして、競争も自由なるが故に、運賃格安

船舶の種類

なる特長を有すれども、危険の程度稍大なり。

第一節 船舶

一、船舶の種類

船舶は、海運の基礎となるものにして、種々の區別あり。

一、航路によりて、**遠洋航船**・**近海航船**・**沿海航船**・**平水航船**に分つ。

二、國籍によりて、**日本船**・**外國船**に分たる。

三、税關の取扱規定によりて、**外國貿易船**・**沿岸通航船**に區別せらる。

四、航路及發着時間の確定せる否により、**定期航海船**・**不定期航海船**に分たる。

五、用途によりて、**旅客船**・**荷物船**・**荷客混用船**・**移民船**・**漁夫搭載船**に區別せらる。

噸數
登簿噸數
積噸噸數
排水噸數

六、構造材料によりて、木船・鐵船・木鐵船・鋼鐵船・被覆船等あり。

七、推進機によりて、蒸汽船・帆船に分つ。

八、船舶の資格によりて、一級船・二級船・三級船・四級船等あり。

二、噸數

噸數は船舶の大小を表はす標準にして、汽船は皆之によれども、和船は石數を以て表はし、十立方尺を一石となす。噸數に左の數種あり。

一、總噸數 一名登簿總噸數とも稱し、船體及び甲板上の諸室の總容積を包括せるものにして、英國及我國にては百立方呎を以て一噸とす。

二、登簿噸數 又登簿純噸數とも稱し、總噸數より機關室

乗組員常用室の容積を除きたるものにして、單位は總噸數と同じ。

三、積噸數 一名運賃噸數ともいひ、貨物を積載し得る容積を表はすものにして、英國にては四十立方呎、我邦にては四十立方尺を一噸となす。

四、排水噸數 軍艦の大小を表はすに用らるるものにして、船體が水上に浮ふとき、排斥せらるる水の重量によりて計算し、排水量三十五立方呎を一噸となす。

三、吃水及速力

吃水及速力

吃水とは、船底が海中に沈む深さを示すものにして、吃水淺き船は、動搖烈しく顛覆し易きが故に、海洋を航行するに適せず。速力は節ノットを單位として、一時間に幾節を走るかによりて表はさる。一節は二十八秒間に四十七呎二八を走る速

貨物運送手續

力なり。

第二節 貨物の運送

貨物の運送を委託するには、鐵道の場合と同じく、運送問屋の手を経るゝ、自ら手續を爲すことあり。運送問屋の手を経る場合は、運送取扱店にて凡ての手續をなすのみならず、積込・陸揚・積換・配達等をも取扱ふが故に、頗る便利なれども、多くの荷物を常に積出す商人は、運賃割引等の關係上、自ら運送契約をなす方利あり。而して其手續は、先づ荷造を完全にし、荷印を付け、出荷申込書に船名・陸揚港・荷印・品名・數量・原價・荷主及び荷受人の氏名を記入して差出すものとす。

運送業者は、荷主と立合の上、荷物を檢へ、運賃を計算し、前拂のときは之を支拂はしめて、船積差圖書を作りて渡すが故に、荷主は之を荷物に添へて本船へ送るなり。本船事務員

は、貨物と差圖書とを對照して積込をなし、積荷受取書を渡すが故に、之を持ち歸り、引換に船荷證券又は荷物受取證を受取り、之を荷受人に郵送し、荷物先方に到着の上、引換に貨物を受取らしむるものとす。而して船荷證券は裏書によりて他人に讓渡すことを得れども、荷物受取證は讓渡をなすことを得ず。

運賃は、普通一噸に付幾何と定め、重量品は種類により二百七十貫又は二百四十貫目を一噸とし、輕量品は才積四立方尺を一噸として計算す。尙荷物の種類により、一個に付又は一擔ビカル即ち百斤につき幾何と計算するもの、或は貴重品の如く原價を標準とするもの等種々あり。

我國にては、到達港にて荷物引渡の際、附爲替にて、運賃以外の金額を荷受主より取る習慣あり。附爲替は、持込貨物

附爲替

申		横濱揚八番		秤才員	二〇〇〇〇斤
荷印品名		個	數	原	價
玉 ^{1/300} チヤスター 石油 參百箱				金壹千六百圓	也
現拂運賃六拾六圓也 一向拂運賃		右荷物船便ヲ以テ御遞送有之度候也		大正十年七月十四日	
證		日東汽船會社御中		寶田運送店	
荷懸金		主受荷 東京 古田一郎		又ハ證持參人	
割噸金六圓六拾錢也		主荷出 大阪市江戸堀南通五丁目		水田由兵衛	
合噸八二〇〇〇斤		人		扱同	

四番		船積差圖書		大正十年七月十四日		辨名富士	
揚地名横濱		出荷主 水田由兵衛		受荷主 古田一郎		荷印品名 個 員 摘	
玉 ^{1/300} チヤスター 石油 參百箱		玉 ^{1/300} チヤスター 石油 參百箱		要		要	
四番		積荷受取書		大正十年七月十四日		辨名富士	
揚地名横濱		出荷主 水田由兵衛		受荷主 古田一郎		荷印品名 個 員 摘	
玉 ^{1/300} チヤスター 石油 參百箱		玉 ^{1/300} チヤスター 石油 參百箱		要		要	
第二次		日本丸御中		貨物係 田澤吾作		日東汽船株式會社	
右物品改メ御積入之上左方ノ片紙御差戻シ有之度候也		第二次		日東汽船株式會社		貨物係 田澤吾作	
右物品御差圖書ニ照シ正ニ受取積入候也		日東汽船株式會社		第二次日本丸		御中 船長 永田英次	

印紙

二次日本丸仕向八番 輸出地 荷 送 人

記 號	荷 造 種 類	個 數	重量又ハ容積	運送賃ノ割合
玉 1/300	箱 詰	參 百 個	二〇、〇〇〇斤	噸六圓六拾錢 噸八 二、〇〇〇斤
輸出地	大 阪	荷送人	水田由兵衛	價格 金壹千六百圓也
前拂運送賃金	六拾六圓也	向拂運送賃金		立替金

日東汽船株式會社荷物受取證

右荷物運送方委託ニ付正ニ受取候也就テハ裏面ニ掲クル條件ヲ以テ運送シ横濱到着ノ上ハ此證書引換ニ横濱當社支店ニ於テ古田一郎殿へ御渡可申上候也

(注意) 此荷物受取證ヲ發行シタル荷物ニ對シテハ船荷證券ハ發行不致候事

日東汽船株式會社
支配人 田桐山太作郎
荷物係 田桐山太作郎

大正十年七月十四日

第一條 運送貨ハ特約アル場合ヲ除ク外荷受ノ當時ニ於ケル重量又ハ容積ニ依リテ之ヲ定ム但當會社ニ於テ必要アリト認ムルトキハ引渡ノ重又ハ容積ナリトシテ之ニ依リテ運送賃金トスルコトアルヘシ

第二條 當會社ハ左ノ事由ニ因リテ運送品ハ滅失 毀損又ハ延着ニ就キ損害ヲ賠償セズ

第三條 天災 地震 暴風 津波 洪水 其他不可抗力ノ事由ニ因リテ運送品ハ滅失 毀損又ハ延着ニ就キ損害ヲ賠償セズ

第四條 船員 其他運送ノ爲メニ使用スル者ノ過失又ハ其ノ同盟罷業

第五條 船體 機器 其他運送ノ爲メニ使用スル者ノ過失又ハ其ノ同盟罷業

第六條 船體 機器 其他運送ノ爲メニ使用スル者ノ過失又ハ其ノ同盟罷業

第七條 船體 機器 其他運送ノ爲メニ使用スル者ノ過失又ハ其ノ同盟罷業

第八條 船體 機器 其他運送ノ爲メニ使用スル者ノ過失又ハ其ノ同盟罷業

第九條 船體 機器 其他運送ノ爲メニ使用スル者ノ過失又ハ其ノ同盟罷業

第十條 船體 機器 其他運送ノ爲メニ使用スル者ノ過失又ハ其ノ同盟罷業

第十一條 船體 機器 其他運送ノ爲メニ使用スル者ノ過失又ハ其ノ同盟罷業

第十二條 船體 機器 其他運送ノ爲メニ使用スル者ノ過失又ハ其ノ同盟罷業

第十三條 船體 機器 其他運送ノ爲メニ使用スル者ノ過失又ハ其ノ同盟罷業

第十四條 船體 機器 其他運送ノ爲メニ使用スル者ノ過失又ハ其ノ同盟罷業

第十五條 船體 機器 其他運送ノ爲メニ使用スル者ノ過失又ハ其ノ同盟罷業

第十六條 船體 機器 其他運送ノ爲メニ使用スル者ノ過失又ハ其ノ同盟罷業

第十七條 船體 機器 其他運送ノ爲メニ使用スル者ノ過失又ハ其ノ同盟罷業

第十八條 船體 機器 其他運送ノ爲メニ使用スル者ノ過失又ハ其ノ同盟罷業

第十九條 船體 機器 其他運送ノ爲メニ使用スル者ノ過失又ハ其ノ同盟罷業

第二十條 船體 機器 其他運送ノ爲メニ使用スル者ノ過失又ハ其ノ同盟罷業

船荷證券



引取賃等の費用を包括せるものと見做さる。

第三節 船荷證券

船荷證券は、運送貨物の代表證券にして、荷主の請求によりて發行せらるゝが故に、中途讓渡等の必要あるときは、初めより之を申受くべし。船荷證券には、左の事項を記載し、運送者之に署名するを要す。

- 一 船舶の名稱及國籍
- 一 船長が船荷證券を作らざるときは船長の氏名
- 一 運送品の種類・重量又は容積及び荷造の種類個數並に記號
- 一 備船者又は荷送人の氏名又は商號
- 一 荷受人の氏名又は商號
- 一 船積港
- 一 陸揚港、但し發航後備船者又は荷送人が陸揚港を指定すべきときは其之を指定すべき港

(商業摘要一六六)

人 荷 送 人

本船渡ノ運送品ト雖モ便宜荷受人又ハ荷送人ノ危險及ヒ費用ヲ以テ貯定ノ倉庫又ハ税關倉庫ニ於テ其引渡ヲ爲スコトアルヘシ

右面ハ故氏ノ次ニシテ
 三條ノ米 運送品ノ用券ニ欲
 白大副ニ欲テ本船渡ニ送
 日東片備林五會

圖出	發賣金 向船渡	立替金
水田	荷送人 水田由兵衛	金壹千六百圓出

0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 30 1 2 3 4

船荷証券
一 船長が船荷証券を作らざる時は船長の氏名
一 運送品の種類重量又は容積及び荷造の種類個數並に記號
一 備船者又は荷送人の氏名又は商號
一 荷受人の氏名又は商號
發航後備船者又は荷送人が陸揚港を指定すべきときは其
之を指定すべき港
(商業操業一六七)

八番

日東汽船株式會社船荷証券

記號	日本帝國汽船	日本丸二次	港積船	大阪	揚港陸	橫濱	船長	永田英次	荷送貨ノ割合
種類	個	數	重量	又ハ容積					
輸出地	大	阪	荷送人	水田由兵衛	價格	金壹千六百圓也			
前拂運送貨金	六拾六圓也	向拂運送貨金	立替金						
玉	1/300	箱詰	チヤスター石油參	百箱	110,000斤	噸	六圓六拾錢	噸	11,000斤

要 摘

右運送品左ニ掲クル條件ヲ以テ船積仕候 橫濱 濱到着ノ上ハ此船荷証券ト引換ニ 橫濱當社支店ニ於テ 古田 一郎殿ニ御渡可申上候也
(注意) 本船渡ノ分ハ此船荷証券ニ當會社荷捌所ノ檢印ヲ受ケ本船へ御持參可被下候事

第一條 運送貨ハ特約アル場合ヲ除ク外船積ノ當時ニ於ケル重量又ハ容積ニ依リテ之ヲ定ム但當會社ニ於テ必要アリト認ムルトキハ引渡ノ際更ニ重量又ハ容積ヲ計リ之ニ依リテ運送貨ヲ變更スルコトアルヘシ
第二條 當會社ハ如何ナル場合ニ於テモ既ニ受取リタル運送貨ヲ返還スルコトナシ
第三條 當會社ハ左ノ事由ニ因リテ生シタル運送品ノ滅失、毀損又ハ延宕ニ付キ損害ヲ賠償セス
一 天災、其他不可抗力
二 船員、船主、其他運送ノ爲メニ使用スル者ノ過失又ハ共同運送業
三 船體、機具又ハ船具ニ在セル瑕疵
第四條 當會社ハ左ノ損害ニ付キ賠償ノ責ニ任セス
一 蟲害、鼠害及ヒ炭末ノ爲メノ汚損
二 硝子、陶磁器ノ如キ毀損シ易キ物ニ生シタル損害
三 自然ノ耗損、汗滴、其他運送品ノ性質ニ因リテ生シタル損害
四 荷送不完全、其他荷送人ノ過失ニ因リテ生シタル損害
第五條 包裝シタル運送品ノ種類、品質、形狀、數量又ハ價格ニ付テハ當會社其責ニ任セス
第六條 危險物、腐敗シ易キ物、其他船舶又ハ他ノ運送品ニ損害ヲ生スル虞アル物ハ其種類及ヒ性質ヲ明告スルニ非サレハ當會社ハ發見次第之ヲ陸揚シ又ハ之ヲ船外ニ放棄スルコトアルヘシ船積港又ハ陸揚港ノ法令ニ違ヒテ船積シタル運送品ニ付キテモ亦同シ
前項ノ場合ニ於テハ當會社ハ荷送人ヲシテ一切ノ費用及ヒ損害ヲ賠償セシムヘシ
第七條 金銀、珠玉、貨幣、有價證券、印紙類、美術品、精巧ナル機械、其他ノ高價品ハ其種類及ヒ價格ヲ明告スルニ非サレハ當會社ハ如何ナル事由ニ因リテ生シタル損害ト雖モ賠償ノ責ニ任セス
第八條 荷送人カ種類、記號、價格、其他本證券記載ノ事項ニ異ナリタル運送品ヲ船積シタルトキハ當會社ハ之ニ依リテ生シタル一切ノ費用及ヒ損害ヲ賠償セシムヘシ
第九條 前三條ノ運送品ニ付テハ當會社ハ輸出ノ地及ヒ時ニ於ケル同種ノ運送品ノ最高運送貨ヲ請求スヘシ
第十條 當會社ハ便宜出帆ノ日時又ハ航路ヲ變更スルコトアルヘシ此變更ニ因リテ生シタル損害ハ當會社ニ於テ賠償セス
第十一條 當會社ハ便宜荷送人又ハ荷受人ノ危險ヲ以テ運送品ヲ他ノ船舶ニ移積シ又ハ一時陸揚若クハ解舟取ノ上更ニ船積ヲ爲シ運送スルコトアルヘシ
第十二條 甲板ニ積載シタル運送品ハ荷送人又ハ荷受人ノ危險ヲ以テ運送スルモノトス
第十三條 檢疫規則其他法律、命令ノ執行ニ因リテ生スル損害及ヒ費用ニ付テハ當會社其責ニ任セス
第十四條 當會社ハ本船積ノ運送品ト雖モ便宜荷送人又ハ荷受人ノ危險及ヒ費用ヲ以テ船員、船主、船積指定ノ倉庫又ハ稅關倉庫ニ於テ其引渡ヲ爲スコトアルヘシ
第十五條 疫病、水結、封鎖、戰爭等ノ事由ニ因リ陸揚港ニ入港スルコト能ハサルトキハ當會社ハ荷送人又ハ荷受人ノ危險及ヒ費用ヲ以テ最モ安全ト認ムル最近港ニ運送品ヲ陸揚スヘシ此場合ニ於テハ當會社ノ責任ハ運送品ノ陸上ヲ以テ終了スルモノトス
第十六條 當會社ハ本證券ニ定ムル運送貨ノ立替金其他荷送人又ハ荷受人ノ負擔スヘキ金額ノ支拂ヲ受クルニ非サレハ運送品ノ引渡ヲ爲サザルモノトス
第十七條 當會社ニ對シ損害賠償ノ請求ヲ爲ス者ハ荷渡地ニ於ケル當會社ノ支店、出張所又ハ代理店ニ申出テラレハシ運送品引渡後ニ於テハ當會社ハ如何ナル事由アリト雖モ損害賠償ノ請求ニ應ジセス
第十八條 運送品ノ滅失又ハ毀損ノ場合ニ於ケル損害賠償ノ額ハ本證券記載ノ價格ニ依リテ之ヲ定ムヘシ但本證券記載ノ價格力輸入ノ地及ヒ時ニ於ケル運送品ノ價格ニ超過スルトキハ其價格ニ依ル
第十九條 荷受人カ運送品ヲ受取ルコトヲ怠リ若クハ之ヲ拒ミタルトキ又ハ荷受人ヲ確知スルコト能ハサルトキハ當會社ハ荷送人又ハ荷受人ノ危險及ヒ費用ヲ以テ之ヲ當會社指定ノ倉庫ニ保管シ又ハ供託スルコトアルヘシ
前項ノ場合ニ於テ運送品ヲ當會社所屬ノ倉庫ニ保管スルトキハ當會社ノ定ムル保管料ヲ申請クヘシ
運送品ノ性質、現狀等ニ因リ必要ト認ムルコトキ又ハ陸揚後二箇月ヲ經過スルモ猶受取ラサルトキハ當會社ニ於テ該運送品ヲ毀棄スヘシ
第二十條 共同海損ハ一千八百九十年「ヨーク・アントワープ・ルール」ニ依ルヘシ

大正十年七月十四日 大阪ニ於テ本證券參通ヲ作成ス其壹通ニ對シテ運送品ノ引渡ヲ爲シタルトキハ他ノ各通ハ効力ヲ失フベシ
日東汽船株式會社
支配人 桐山太郎
貨物係 田澤吾作

日本	大	二	大	大	大	大	大	大	大	大
東	大	大	大	大	大	大	大	大	大	大
海	大	大	大	大	大	大	大	大	大	大
運	大	大	大	大	大	大	大	大	大	大
送	大	大	大	大	大	大	大	大	大	大
貨	大	大	大	大	大	大	大	大	大	大
一	大	大	大	大	大	大	大	大	大	大
運	大	大	大	大	大	大	大	大	大	大
送	大	大	大	大	大	大	大	大	大	大
貨	大	大	大	大	大	大	大	大	大	大
一	大	大	大	大	大	大	大	大	大	大
運	大	大	大	大	大	大	大	大	大	大
送	大	大	大	大	大	大	大	大	大	大
貨	大	大	大	大	大	大	大	大	大	大
一	大	大	大	大	大	大	大	大	大	大
運	大	大	大	大	大	大	大	大	大	大
送	大	大	大	大	大	大	大	大	大	大
貨	大	大	大	大	大	大	大	大	大	大
一	大	大	大	大	大	大	大	大	大	大
運	大	大	大	大	大	大	大	大	大	大
送	大	大	大	大	大	大	大	大	大	大
貨	大	大	大	大	大	大	大	大	大	大

日本

東

海

運

送

貨

一

運

送

貨

一

運

送

貨

發出此單人

海

送

貨

一

運

送

貨

總

110000元

六圓六錢

大

兩

大

兩

大

兩

大

兩

大

兩

大

兩

大

兩

大

兩

大

通船荷證券

一、通し船荷證券

貨物が海陸に跨りて運送せらるゝとき、

特約ある海運業者又は鐵道業者の發行するものにして、

船荷證券と貨物引換證とを兼ねるものなり。

赤船荷證券

二、赤船荷證券

船荷證券と積荷の保險證券とを兼ねるものにして、赤色に印刷せらるゝが故に此名稱あり。専ら上

海以北の東洋諸港間に行はれ、特に支那人に歡迎せらる。此證券を發行せる海運業者は、荷主に對して積荷の保險を引受けたるものなるが故に、積荷の損害を賠償せざるべからず。從て此證券には、保險に關する條項を記入せら

備船契約



れ、運賃中に保険料をも含むものとす。而して海運業者は、斯の如き荷物を一括して自ら他の保険會社に保険をつけ置くものとす。

第四節 備船契約

多量の貨物を積送るとき、又は數名の荷主が聯合して貨物を積送るときは、一艘の船を借切る方運賃安く、且つ隨意に船積・陸揚をなし得る等の便利あり、此船舶借切の約束を備船契約と稱す。

備船契約に、全部備船契約即ち船腹借切フナハラと、一部備船契約とあれども、我國にては多く前者のみ行はる。而して全部備船契約に左の二種あり。

一、定航海備船契約 甲乙兩港間、又は甲乙兩港間を連絡せる諸港間の航海につきて契約するものにして、運賃は多

印 參

紙 錢

輸出地

(商業摘要一六九)

- 第一條 運送貨ハ特約アル場合ナ除ク外荷受ノ當時ニ於ケル重量又ハ容積ニ依リテ之レヲ定ム但當會社ニ於テ必要アリト認ムルトキハ引渡ノ際更ニ重量又ハ容積ヲ計リ之ニ依リテ運送貨ヲ變更スルコトアルヘシ
- 第二條 當會社ハ如何ナル場合ニ於テモ既ニ受取リタル運送貨ヲ返還スルコトナシ
- 第三條 當會社ハ左ノ事由ニ因リテ生シタル運送品ノ滅失毀損又ハ延滞ニ付キ損害ヲ賠償セシム
- 一 天災、其他不可抗力
 - 二 船員、陸員、其他運送ノ爲メニ使用スル者ノ過失又ハ其同盟罷業
 - 三 船體、機關又ハ屬具ニ潜在スル瑕疵
 - 四 當會社ハ左ノ損害ニ付キ賠償ノ責ニ任セシム
 - 一 蟲害、鼠害及ヒ炭末ノ爲メニ汚損
 - 二 硝子、陶磁器ノ如キ毀損シ易キ物ニ生シタル損害
 - 三 自然ノ耗損、汗濡、其他運送品ノ性質ニ因リテ生シタル損害
 - 四 荷造不完全、其他荷送人ノ過失ニ因リテ生シタル損害
- 第五條 包裝シタル運送品ノ種類、品質、形狀、數量又ハ價格ニ付テハ當會社其責ニ任セシム
- 第六條 危險物、危害物、腐敗シ易キ物、其他船舶又ハ他ノ運送品ニ損害ヲ生スル虞アル物ハ其種類及ヒ性質ヲ明告スルニ非サレハ當會社ハ發見次第相當ノ處分ヲ爲スヘシ船積港又ハ陸揚港ノ法令ニ違犯スル運送品ニ付キ亦同シ
- 前項ノ場合ニ於テハ當會社ハ荷送人ヲシテ一切ノ費用及ヒ損害ヲ賠償セシムヘシ
- 第七條 金銀、珠玉、貨幣、有價證券、印紙類、美術品、精巧ナル機械、其他ノ高價品ハ其種類及ヒ買各ナ

備船契約



斯の如き荷物を一括して自ら他の保険會社に保険をつけ置くものごとす。

第四節 備船契約

多量の貨物を積送るとき、又は数名の荷主が聯合して貨物を積送るときは、一艘の船を借切る方運賃安く、且つ隨意に船積・陸揚をなし得る等の便利あり、此船舶借切の約束を備船契約と稱す。

備船契約に、全部備船契約即ち船腹借切と、一部備船契約とあれども、我國にては多く前者のみ行はる。而して全部備船契約に左の二種あり。

一、定航海備船契約 甲乙兩港間、又は甲乙兩港間を連絡せる諸港間の航海につきて契約するものにして、運賃は多

(面 表)

日東汽船株式會社荷物受取證

印 參

紙 幣		第二往次日本丸仕向		八番		輸出地 荷 送 人	
記 號		荷 造 種 類		個 數		重 量 又 ハ 容 積	
1/300		箱 詰 石 油 參 百 箱		二〇、〇〇〇 斤		噸 二 付 金 七 圓 貳 十 錢 噸 六 二、〇〇〇 斤	
輸 出 地		大 阪		荷 送 人		水 田 由 兵 衛	
前 拂 運 送 貨 金		七 拾 貳 圓 也		向 拂 運 送 貨 金		立 替 金	
要 摘		當 會 社 ハ 海 上 保 險 業 者 ト 契 約 シ 爲 シ 輸 出 地 荷 受 後 貨 物 ニ 對 シ 本 船 及 替 船 運 送 中 ノ 保 險 ニ 付 全 損 分 損 ナ 擔 保 シ 且 輸 入 地 ニ 陸 揚 後 當 會 社 保 管 中 七 日 間 積 蓄 地 ニ 於 テ ハ 陸 揚 中 火 災 ノ 危 險 ニ 付 損 害 填 補 ノ 責 ニ 任 ス		價 格		金 壹 千 六 百 圓 也	
右 荷 物 運 送 方 御 委 託 ニ 付 正 ニ 受 取 申 候 也 就 テ ハ 裏 面 ニ 掲 グ ル 條 件 ヲ 以 テ 運 送 シ 積 濱 到 着 ノ 上 ハ 此 證 書 引 換 ニ 當 社 所 定 ノ 荷 捌 所 ニ 於 テ 古 田 一 郎 殿 又 ハ 持 參 人 へ 御 渡 可 申 上 候 也							
(注意) 此 荷 物 受 取 證 ナ 發 行 シ タ ル 荷 物 ニ 對 シ テ ハ 船 荷 證 券 ハ 發 行 不 致 候							
大 正 十 年 七 月 拾 四 日							
日 東 汽 船 株 式 會 社							
支 配 人 桐 野 太 郎							
社 印							

(創業證要一六九)

第一條 運送貨ハ特約アル場合ヲ除ク外荷受ノ當時ニ於ケル重量又ハ容積ニ依リテ之レヲ定ム但當會社ニ於テ必要アリト認ムルトキハ引渡ノ際更ニ重量又ハ容積ヲ計リ之ニ依リテ運送貨ヲ變更スルコトアルヘシ

第二條 當會社ハ如何ナル場合ニ於テモ既ニ受取リタル運送貨ヲ返還スルコトナシ

第三條 當會社ハ左ノ事由ニ因リテ生シタル運送品ノ滅失毀損又ハ延滞ニ付キ損害ヲ賠償セシム

一 天災、其他不可抗力

二 船員、陸員、其他運送ノ爲メニ使用スル者ノ過失又ハ其同盟罷業

三 船體、機關又ハ屬具ニ潜在スル瑕疵

第四條 當會社ハ左ノ損害ニ付キ賠償ノ責任セシム

一 蟲害、鼠害及ヒ炭木ノ爲メニ汚損

二 硝子、陶磁器ノ如キ毀損シ易キ物ニ生シタル損害

三 自然ノ耗損、汗濡、其他運送品ノ性質ニ因リテ生シタル損害

四 荷造不完全、其他荷送人ノ過失ニ因リテ生シタル損害

第五條 包裝シタル運送品ノ種類、品質、形狀、數量又ハ價格ニ付テハ當會社其責任セシム

第六條 危險物、有害物、腐敗シ易キ物、其他船舶又ハ他ノ運送品ニ損害ヲ生スル虞アル物ハ其種類及ヒ性質ヲ明告スルニ非サレハ當會社ハ發見次第相當ノ處分ヲ爲スヘシ船積港又ハ陸揚揚港ノ法令ニ違犯スル運送品ニ付キ亦同シ

前項ノ場合ニ於テハ當會社ハ荷送人ヲシテ一切ノ費用及ヒ損害ヲ賠償セシムヘシ

第七條 金銀、珠玉、貨幣、有價證券、印紙類、美術品、精巧ナル機械、其他ノ高價品ハ其種類及ヒ價格ヲ明告スルニ非サレハ當會社ハ如何ナル事由ニ因リテ生シタル損害ト雖モ賠償ノ責任セシム

第八條 運送品ノ種類、記號、價格、其他ノ事項カ本誌ニ記載スル所ト異ナリタル場合ニハ當會社ハ之ニ因リテ生シタル一切ノ費用及ヒ損害ヲ賠償セシムヘシ

第九條 前三條ノ運送品ニ付テハ當會社ハ輸出ノ地及ヒ時ニ於ケル同種ノ運送品ノ最高運送貨ヲ請求スヘシ

第十條 當會社ハ便宜出帆ノ日時、航路又ハ船舶ヲ變更スルコトアルヘシ此變更ニ因リテ生シタル損害ハ當會社之ヲ賠償セシム

第十一條 當會社ハ便宜運送品ヲ他ノ船舶ニ移積シ又ハ一時陸揚若クハ解舟取ノ上更ニ船積ヲ爲シ運送スルコトアルヘシ

第十二條 検査規則、其他法律、命令ノ執行ニ因リテ生スル損害及ヒ費用ニ付テハ當會社其責任セシム

第十三條 當會社ハ本船渡ノ運送品ト雖モ便宜荷送人又ハ荷受人ノ危險及ヒ費用ヲ以テ解舟、庫船、當會社指定ノ倉庫又ハ税關倉庫ニ於テ其引渡ヲ爲スコトアルヘシ

第十四條 疫病、水結、封鎖、戰爭等ノ事由ニ依リ陸揚港ニ入港スルコト能ハサルトキハ當會社ハ荷送人又ハ荷受人ノ危險及ヒ費用ヲ以テ最モ安全ト認ムル最近港ニ運送品ヲ陸揚スヘシ此場合ニ於テハ當會社ノ責任ハ運送品ノ陸揚ヲ以テ終了スルモノトス

第十五條 當會社ハ本誌ニ定メタル運送貨、立替貨、其他荷送人又ハ荷受人ノ負擔スヘキ金額ノ支拂ヲ受クルニ非サレハ運送品ノ引渡ヲ爲サ、ルモノトス

第十六條 當會社ニ對シ損害賠償ノ請求ヲ爲ス物ハ荷渡地ニ於ケル當會社ノ支店、出張所又ハ代理店ニ申出テアルヘシ運送品引渡後ニ於テハ當會社ハ如何ナル理由アリト雖モ損害賠償ノ請求ニ應ゼス

第十七條 運送品ノ滅失又ハ毀損ノ場合ニ於ケル損害賠償ノ額ハ本誌記載ノ價格ニ依リテ之レヲ定ムヘシ但本誌記載ノ價格力輸入ノ地及ヒ時ニ於ケル運送品ノ價格ニ超過スルトキハ此限ニ非ス

第十八條 荷受人力運送品ヲ受取ルコトヲ怠リ若クハ之ヲ拒ミタルトキ又ハ荷受人ヲ確知スルコト能ハサルトキハ當會社ハ荷送人又ハ荷受人ノ危險及ヒ費用ヲ以テ之ヲ當會社指定ノ倉庫ニ保管シ又ハ供託スルコトアルヘシ

前項ノ場合ニ於テ運送品ヲ當會社所屬ノ倉庫ニ保管スルトキハ當會社ノ定ムル保管料ヲ申請タヘシ

運送品ノ性質、現狀等ニ因リ必要ト認ムルトキ又ハ陸揚後二箇月ヲ經過スルモ猶受取ラサルトキハ當會社ニ於テ該運送品ヲ賣却スヘシ

第十九條 共同海損ハ一千八百九十年「ローク、アントワープ、ルール」ニ依ルヘシ

く引渡貨物の一噸につき幾何と定むれども、時として積載噸數の如何に拘らず、甲港より乙港に至る運賃幾何と定むることあり。

二、定期傭船契約 航路に關係なく、六ヶ月又は一ヶ月等の期間を定めて契約するものにして、運賃は一ヶ月又は一定期毎に、船舶總積噸數一噸につき幾何と定む。傭船契約は、手續複雑なるが故に、多く船舶仲立人に依頼す。而して船主と荷主との間に取交はす證書を、傭船契約書(チャーター、パーティイ)と稱す。

第五節 旅客運送

明告スルニ非サレハ當會社ハ如何ナル事由ニ因リテ生シタル損害ト雖モ賠償ノ責ニ任セス
 第八條 運送品ノ種類、記號、價格、其他ノ事項カ本證ニ記載スル所ト異ナリタル場合ニハ當會社ハ之
 ニ因リテ生シタル一切ノ費用及ヒ損害ヲ賠償セシムヘシ
 第九條 前三條ノ運送品ニ付テハ當會社ハ輸出ノ地及ヒ時ニ於ケル同種ノ運送品ノ最高運送貨ヲ請求
 スヘシ
 第十條 當會社ハ便宜出帆ノ日時、航路又ハ船舶ヲ變更スルコトアルヘシ此變更ニ因リテ生シタル損
 害ハ當會社之ヲ賠償セス
 第十一條 當會社ハ便宜運送品ヲ他ノ船舶ニ移積シ又ハ一時陸揚若クハ舢舨取ノ上更ニ船積ヲ爲シ運
 送スルコトアルヘシ
 第十二條 檢疫規則、其他法律、命令ノ執行ニ因リテ生スル損害及ヒ費用ニ付テハ當會社其責ニ任セ
 ス
 第十三條 當會社ハ本船波ノ運送品ト雖モ便宜荷送人又ハ荷受人ノ危險及ヒ費用ヲ以テ舢舨、庫船、當
 會社指定ノ倉庫又ハ税關倉庫ニ於テ其引渡ヲ爲スコトアルヘシ
 第十四條 疫病、水精、封鎖、戰爭等ノ事由ニ依リ陸揚港ニ入港スルコト能ハサルトキハ當會社ハ荷送
 人又ハ荷受人ノ危險及費用ヲ以テ最モ安全ト認ムル最近港ニ運送品ヲ陸揚スヘシ此場合ニ於テハ當
 會社ノ責任ハ運送品ノ陸揚ヲ以テ終了スルモノトス
 第十五條 當會社ハ本證ニ定メタル運送貨、立替金、其他荷送人又ハ荷受人ノ負擔スヘキ金額ノ支拂
 ヲ受ケルニ非サレハ運送品ノ引渡ヲ爲サ、ルモノトス
 第十六條 當會社ニ對シ損害賠償ノ請求ヲ爲ス物ハ荷渡地ニ於ケル當會社ノ支店、出張所又ハ代理店
 ニ申出テラレヘシ運送品引渡後ニ於テハ當會社ハ如何ナル理由アリト雖モ損害賠償ノ請求ニ應セ
 ス
 第十七條 運送品ノ滅失又ハ毀損ノ場合ニ於ケル損害賠償ノ額ハ本證記載ノ價格ニ依リテ之ル定ムヘ
 シ但本證記載ノ價格カ輸入ノ地及ヒ時ニ於ケル運送品ノ價格ニ超過スルトキハ此限ニ非ス
 第十八條 荷受人カ運送品ヲ受取ルコトヲ怠リ若クハ之ヲ拒ミタルトキ又ハ荷受人カ確知スルコト能
 ハサルトキハ當會社ハ荷送人又ハ荷受人ノ危險及ヒ費用ヲ以テ之ヲ當會社指定ノ倉庫ニ保管シ又ハ
 供託スルコトアルヘシ
 前項ノ場合ニ於テ運送品ヲ當會社所屬ノ倉庫ニ保管スルトキハ當會社ノ定ムル保管料ヲ申請クヘシ
 運送品ノ性質、現狀等ニ因リ必要ト認ムルトキ又ハ陸揚後二箇月ヲ經過スルモ猶受取ラサルトキハ
 當會社ニ於テ該運送品ヲ毀棄スヘシ
 第十九條 共同海損ハ一千八百九十年「ローク、アントワープ、ルーブル」ニ依ルヘシ

く引渡貨物の一噸につき幾何と定むれども、時として
 積載噸數の如何に拘らず、甲港より乙港に至る運賃幾何
 と定むることあり。

二、定期傭船契約 航路に關係なく、六ヶ月又は一ヶ月等の
 期間を定めて契約するものにして、運賃は一ヶ月又は一
 定期毎に、船舶總積噸數一噸につき幾何と定む。傭船契約
 は、手續複雑なるが故に、多く船舶仲立人に依頼す。而して
 船主と荷主との間に取交はす證書を、傭船契約書(チャー
 ター、パーティー)と稱す。

第五節 旅客運送

旅客運送
 旅客は、乗船する前に其行先を定めて、乗船切符を買はざ
 るべからず。而して切符には、本人の氏名を記載するを以て
 他人に譲渡すことを得ず。

乗船切符に、普通切符・往復切符・世界一週切符等の種類ありて、各一等・二等・三等其他の區別を有し、食料附を普通とす。尙小兒の運賃は、年齢によりて、無賃、四分一・半額等ありて、軍人・外交官等にも特別の割引あり。

手荷物は、等級に應じ、一定の重量までは無賃とし、制限以上は相當の運賃を徴收するものとす。

第六節 海損及全損

海損及全損

航海中、船舶及び積荷が、暴風雨・破船・沈没・坐礁・膠砂・觸礁・衝突・火災・爆發・投荷・航路航海の變更・船員の悪行・海賊・盜難・戦争等の處分に基づく等の危険より蒙る損害を、**海損**及び**全損**の二に分つ。前者は、船舶積荷が全く滅失し、又は殆ど全滅と同一く看做さるゝ程損害の大なる場合をいひ、後者は一部の損害及び之に伴ふ費用をいふ。海損は、更に**單獨海損**と**共**

海損(共同海損)
單獨海損

同海損と區別せらる。

一、共同海損

共同海損

海上の災厄に遇ひたるごき、船長が船舶及び積荷に關する共同の危険を免れしむる爲め、之に施したる任意の處分によりて生じたる損害及び其費用を謂ふ。例へば、船舶の沈没・轉覆等を避けんが爲めに船體を軽くする目的にて、積荷の一部を投棄し、又は故意に坐礁するが如き、或は船火事を消防する爲め、注水其他の働きにより、積荷又は船體を損傷したるが如き場合はなり。而して共同海損は、之が爲めに損害を免れたる船主及荷主が、其受けたる利益の割合によりて分擔すべきものにして、其精算は極めて複雑なるが故に、**専門の海損精算人**によりて計算せらるゝを普通とす。
若共同海損に關する各種の規定及び損害分擔の標準等は

各國共に多少法律慣習を異にするが爲め、事實の發生に際し、種々の問題起りて、容易に決し難きが故に、各國の海運業者・保險業者・海損精算人等集りて、共通の規定を作らんが爲め、數回の協議を重ね、**ヨークアントワープ規定**を制定せり。現今各國共、皆之を採用する旨を船荷證券に記し、法律に反せざる限り、之によりて共同海損を精算す。

二、單獨海損

單獨海損

單獨海損は、船舶積荷の一部損害にして、共同海損と看做されざるものをいふ。

第十八章 保險

保險業

保險とは、人命財産等につき、偶然起るることあるべき危険より生ずる損害を、多數人の共同負擔によりて、互に緩和す

保險用語

る方法にして、各人の負擔割合は、其危険に比例する様定めらる。而して人々の間に立ち、一定の條件の下に損害を填補する約定にて、保險料を得る營業を**保險業**といひ、株式會社に於てのみ之を營むことを得。

保險につきて先づ知らざるべからざるは、其用語なり。左に其主なるものを述べん。

- 一、**保險者** 一定の保險料を受けて、一定の條件にて保險を引受け、損害起りたるごき一定金額の填補をなす者を保險者といひ、保險會社は是なり。
- 二、**保險契約者** 保險會社と保險契約をなし、保險料を支拂ふ者なり。
- 三、**被保險利益** 保險の目的となるべき物をいふ。
- 四、**被保險者** 損害保險にありては被保險利益の所有者を

いひ、生命保険にありては保険の目的となる人をいふ。

五、保険価格 被保険利益の實價をいふ。

六、保険金額 損害の起りたるこき、保険者の填補すべき金額にして、保険の契約をなすこきに定められ、保険価格を
超ゆることを得ず。

七、保険金受取人 危険の發生せるこき、保険者より損害の
填補を受くる者なり。

八、共同保険 一の被保険利益に對し、二個以上の保険者が、
其危険の擔保を分割して引受くるをいふ。

九、重複保険 一の保険利益に對し、二個以上の保険契約あ
りて、其保険金額の合計が、保険価格に超ゆる場合をいふ
超過金額に對しては契約無効なり。

十、超過保険 保険金額が、保険価格に超過するをいひ、超過

金額に對しては契約無効なるこき前と同じ。是れ超過保
險を有效とせば、被保険者は危険の發生を利とし、損害填
補の目的に反すればなり。

十一、再保険 保険者が、自己の引受けたる危険の全部又は
一部を、更に他の保険者と保険契約をなすものにして、自
己の負擔を軽減せんが爲めなり。

保険に、生命保険及び損害保険の二種あり。損害保険は、更
に海上保険・火災保険・運送保険・其他の特種保険に大別せら
る。

第一節 海上保険

一、海上保険の目的物

海上保険 とは海上に於ける危険より生ずる損害を填
補する保険にして、其被保険利益の主なるものは、船舶・積荷・

保險の目的物
船舶積荷
運送利益
船荷利益

保險(生命)
保險(損害)
海上運送
火災保險
其他保險

豫期利益運賃等なり。

(一)船舶 船舶の保険に、一定期保険と一航海保険との二種あり。一定期保険は、一ケ年間の航海につきて契約をなし、航路を一定の範囲内に限らるゝを普通とす。一航海保険は、一定の港より一定の港に航海する間の危険を擔保するものなり。保険価格は、何れも保険者の責任の始まる時に於ける價格を以て定め、保険金額は、大抵其七八掛位なり。

(二)積荷 積荷の保険價格は、積荷の時、其地に於ける價格に、船積及び保険等の費用を加算するものにして、便宜上送状面の金額を以てし、其七八掛位を保險金額とするもの多し。

(三)豫期利益 又希望利益ともいひ、積荷が仕向地に到着せば得らるべしと豫期せらるゝ利益にして、多く積荷の保險金額と合併して保險に附せらる。從て積荷の保險金額が、其

填補の種類
單獨海損
擔保のみ
不擔保のみ
全損のみ

單獨海損擔保

保險價格を超過せるが如く見ゆる場合少からず。

(四)運賃 積荷が不可抗力によりて滅失せば、運送者は先拂運賃を得ること能はざるに至るを以て、之を保險に附し置くなり。

二、海上保險填補の種類

海上保險を契約するに當りては、其危險負擔の範圍を定め、責任の程度を明かにするを常とす。而して填補の種類に單獨海損擔保、單獨海損不擔保、全損のみ擔保の三あり。

(一)單獨海損擔保 又特擔分損或は分損擔保とも稱し、全損、共同海損は勿論、一部の損害にても填補する契約にして、保險料最も高し。但し我國にては保險價格の百分の二を超えざる損害は、保險者填補の責任なきものとす。此限度を最小責任額と稱す。

第一八五號

保險貨物ノ種類及名稱

石油參百箱

申 込 状

被保險積荷ノ種類及名稱

被保險者 古田一郎
損失金支拂場所 東京本店

大正十年七月十四日午前十時
海上保險株式會社御中
保險契約者 古田一郎

船名	汽船 大和丸
出帆月日	大正十年七月十四日
航路	自横濱至函館
積替港	ナシ
寄航港	茨ノ濱
解舟危険	船積港負擔
保險種類	單獨海損擔保
保險金額	金百圓ニ付
割保險料	八五〇
保險料	一三五〇

單獨海損不擔保

全損のみ擔保

委付

海上保險證券

(一) 單獨海損不擔保 一部の損害は填補せざるものにして、全損又は共同海損を擔保す。

(三) 全損のみ擔保 被保險利益が、全損となりし場合のみ填補せらるゝものにして、保險料最も安く、多く船舶保險に行はる。

(四) 委付 又委棄ともいひ、保險目的物が損害甚しく、殆ど全損に近き場合に、被保險者は之を保險者に一切讓渡して、全損の場合と同じく保險金の全部を填補せらるゝをいふ。

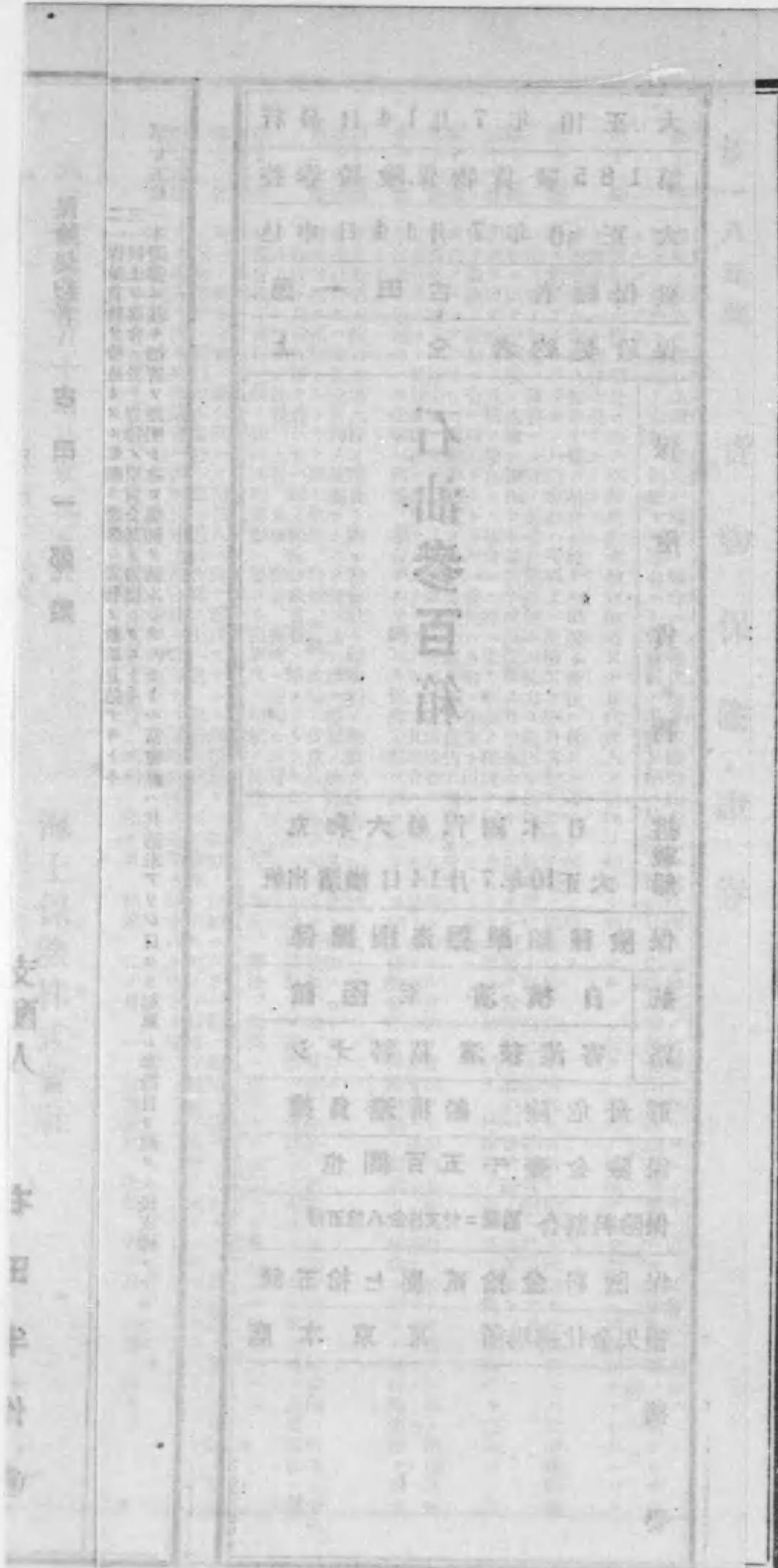
三、海上保險證券

海上保險證券は、保險者が契約の證として被保險者に交付する證券にして、裏書によりて他人に讓渡すことを得。其記載事項左の如し、

豫定保險證券

- 一、保險の目的
 - 二、保険者の負擔する危険
 - 三、保険價格を定めたるときは其價額
 - 四、保険金額
 - 五、保険料及其支拂方法
 - 六、保険期間を定めたるときは其始期及終期
 - 七、保険契約者の氏名又は商號
 - 八、保険契約の年月日
 - 九、保険證券の作成地及其作成年月日
 - 十、船舶の名稱國籍並に種類・船長の氏名及發航港又は寄港すべきときは其港名(船舶保險の場合)
 - 十一、船舶の名稱國籍並に種類・船積港及陸揚港(積荷又は豫期利益保險の場合)
- 海上保險證券に豫定保險證券なる種類あり。豫定保險と

(商業操要一八〇)



石油參百箱

船名	日本國汽船大和丸
船期	大正十年七月十四日橫濱出帆
保險種類	單獨海損擔保
航路	自橫濱至函館
寄航	寄港荻濱積替ナシ
船積港負擔	船積港負擔
保險料	壹千五百圓也
保險料割合	百圓ニ付金八拾五錢
保險料金	拾貳圓七拾五錢
損失金仕拂場所	東京本店

當會社ハ右貨物ニ對シ大正十年七月十四日保險契約ヲ取結ヒタルコト確實ナリ依テ危險ノ發生
 スルコトアラハ本證券記載ノ各條項ニ從ヒ被保險者古田一郎ニ對シ無相違損害ヲ填補スベシ保
 險證券仍而如件

大正十年七月十四日東京ニ於テ

海上保險株式會社

保險契約者 古田一郎殿

支配人 右田半作

第一條 當會社ノ擔保スル危險ハ沈没、坐礁、膠沙、火災、衝突等凡テ保險貨物ニ損害ヲ及スヘキ各種ノ海上危險トス

第二條 當會社ハ左ノ揚子江ヨリ揚子江ニ至ル航路ニ於テ保險貨物ニ損害ヲ及スヘキ各種ノ海上危險トス

第三條 當會社ハ右ノ航路ニ於テ保險貨物ニ損害ヲ及スヘキ各種ノ海上危險トス

第四條 當會社ハ左ノ航路ニ於テ保險貨物ニ損害ヲ及スヘキ各種ノ海上危險トス

第五條 當會社ハ右ノ航路ニ於テ保險貨物ニ損害ヲ及スヘキ各種ノ海上危險トス

第六條 當會社ハ左ノ航路ニ於テ保險貨物ニ損害ヲ及スヘキ各種ノ海上危險トス

第七條 當會社ハ右ノ航路ニ於テ保險貨物ニ損害ヲ及スヘキ各種ノ海上危險トス

第八條 當會社ハ左ノ航路ニ於テ保險貨物ニ損害ヲ及スヘキ各種ノ海上危險トス

第九條 當會社ハ右ノ航路ニ於テ保險貨物ニ損害ヲ及スヘキ各種ノ海上危險トス

第十條 當會社ハ左ノ航路ニ於テ保險貨物ニ損害ヲ及スヘキ各種ノ海上危險トス

第十一條 當會社ハ右ノ航路ニ於テ保險貨物ニ損害ヲ及スヘキ各種ノ海上危險トス

第十二條 當會社ハ左ノ航路ニ於テ保險貨物ニ損害ヲ及スヘキ各種ノ海上危險トス

第十三條 當會社ハ右ノ航路ニ於テ保險貨物ニ損害ヲ及スヘキ各種ノ海上危險トス

第十四條 當會社ハ左ノ航路ニ於テ保險貨物ニ損害ヲ及スヘキ各種ノ海上危險トス

第十五條 當會社ハ右ノ航路ニ於テ保險貨物ニ損害ヲ及スヘキ各種ノ海上危險トス

第十六條 當會社ハ左ノ航路ニ於テ保險貨物ニ損害ヲ及スヘキ各種ノ海上危險トス

第十七條 當會社ハ右ノ航路ニ於テ保險貨物ニ損害ヲ及スヘキ各種ノ海上危險トス

第十八條 當會社ハ左ノ航路ニ於テ保險貨物ニ損害ヲ及スヘキ各種ノ海上危險トス

第十九條 當會社ハ右ノ航路ニ於テ保險貨物ニ損害ヲ及スヘキ各種ノ海上危險トス

第二十條 當會社ハ左ノ航路ニ於テ保險貨物ニ損害ヲ及スヘキ各種ノ海上危險トス

第二十一條 當會社ハ右ノ航路ニ於テ保險貨物ニ損害ヲ及スヘキ各種ノ海上危險トス

第二十二條 當會社ハ左ノ航路ニ於テ保險貨物ニ損害ヲ及スヘキ各種ノ海上危險トス

第二十三條 當會社ハ右ノ航路ニ於テ保險貨物ニ損害ヲ及スヘキ各種ノ海上危險トス

第二十四條 當會社ハ左ノ航路ニ於テ保險貨物ニ損害ヲ及スヘキ各種ノ海上危險トス

第二十五條 當會社ハ右ノ航路ニ於テ保險貨物ニ損害ヲ及スヘキ各種ノ海上危險トス

發行	大正十年七月十四日
控券	第185號貨物保險證券
申込	大正十年七月十四日
被保險者	古田一郎
保險契約者	全上
保險貨物	石油參百箱
搭載船	日本國汽船大和丸
出帆	大正十年七月十四日橫濱出帆
保險種類	單獨海損擔保
航路	自橫濱至函館
船積港負擔	船積港負擔
保險金	壹千五百圓也
保險料割合	百圓ニ付支拂金八拾五錢
保險料金	拾貳圓七拾五錢
損失金仕拂場所	東京本店
摘要	

船名	積荷	積荷の品名	積荷の数量	積荷の価額	積荷の保険料	積荷の保険料率	積荷の保険料額	積荷の保険料率	積荷の保険料額
大正十一年十月十四日	大正十一年十月十四日
...
...
...

海上保險手續

は、保險目的物の價格又は船名或は積荷の數量等が判明せざるごき、確定せる必要事項のみ保險證券に記入して契約するものにして、其保險證券を豫定保險證券と稱す。而して未知事項は、確定次第被保險者より保險者に通知して、之を確定保險證券と引換ふるものなり。

又豫定保險證券の代りに**保險承諾狀**を用ゐて、確定後普通の保險證券に引換ふるもあり。

又常に多くの保險契約をなす得意先に對しては、其都度保險證券を發行することを略し、保險證券に記載すべき必要事項を印刷したる通帳を渡し置き、之に保險契約毎に要件を記入して代用するものなり。

四、海上保險契約に關する手續

海上保險の契約をなすには、保險申込書に要件を記入し

て、保險會社又は其代理店に差出し、保險料を支拂ひ保險證券を受取るものごす。而して危險發生したるときは、保險契約者又は被保險者は、速かに其旨を保險者に通知し、若し保險目的物到着したるときは、保險者又は代理人をして損害の調査をなさしめざるべからず。保險者は其損害確定の上、被保險者の請求により之を填補するものごす。

保險料は、船舶の種類・構造・航路・季節・荷物の性質・荷造・填補の種類等により一定し難し。雖も、通例保險金額百圓につき何圓ご定め、契約の際支拂ふものなれども、平素取引する客に對しては、月末又は一定期末に勘定せしむるもの多し。尙ほ多くの保險を契約せし得意先に對しては、半期又は一年末に、保險料の一部を割戻すもあり。之を**期末戻し**ご稱す。

第二節 火災保險

保險料

火災保險

火災保險
普通保險
定期保險
臨時保險
日歩保險

火災保險は、家屋・倉庫・工場等の建築物、及び其内にある家財・貨物・機械等が、火災の爲めに生ずる損害を補填する保險にして、燒失の外、防火手段のため起る破壊・水濡等によりて蒙る損害をも填補す。而して、普通保險・定期保險・臨時保險・日歩保險等の種類あり。

一、普通保險 保險期間を一ケ年ご定むるものにして、家屋其他の建物は多くこれによる。

二、定期保險及臨時保險 定期保險は、一ケ月・三ケ月・六ケ月・九ケ月等短期間の保險を契約するものにして、臨時保險は臨時短時日の間、特種の物品につきて契約する保險なり。

三、日歩保險 多量の貨物等につき、一日毎の保險料割合にて契約するものにして、倉庫内にある商品を、庫入の

火災保險申込書

保險料千圓ニ付五圓割

被保險物及ヒ員數	在	所單價	保險金額
一家屋木造瓦葺三階建八拾四坪	東京市日本橋區 通一丁目五番地		金壹萬五千圓也
			金
			金
			金
			金

右ハ貴社現行ノ火災保險規則承認ノ上申込候也

大正十年五月三十日 申込人 日本橋區通一丁目五番地 古田一郎 (印)

火災保險株式會社御中

保險契約ノ條項

- 第一條 當會社ノ資本金ハ五百萬圓ニシテ責任ハ保險料、諸利子準備積立金、株金其他當會社ニ屬スル財産ヲ限リトス
- 第二條 保險ハ凡テ物件ヲ指定シテ契約スルヲ通則トス故ニ保險契約ノ効力ハ此證券ニ記載セサル他ノ物件ニ及ハサルモノトス
- 第三條 動産ハ包括シテ保險契約ヲ取結ヒタル場合ニ限り包括中ノ各部ヲ増減シ又ハ同價格ノ他ノ物品ト交換スルヲ得但現貨寶玉、證書、有價證券、書畫、稿本、古器物、其他普通價格ヲ有モサルモノハ包括セサルモノトス
- 第四條 左ノ場合ニ於テハ保險契約ハ無効タルヘシ
 - 一 保險申込書ニ虛偽、隱蔽等不正ノ廉アルカ又ハ火災保險ニ影響スヘキ必要ノ事項ヲ揭示セサルカ其他事實ニ相違ノ告知ヲナシタルトキ
 - 二 保險料ナリ日ニ拂込マサルトキ
- 第五條 左ノ場合ニ於テハ直ニ當會社ニ通知シ此證券ニ裏書ヲナシタルニアラサレハ保險契約ハ無効タルヘシ
 - 一 被保險物若クハ其近傍ニ危險ノ度ヲ増シタルトキ
 - 二 火ヲ取扱フヘキ場所ニ移シタルトキ(庖厨用ノ竈及ヒ日用ノ爐ヲ除ク)
 - 三 被保險物ヲ他ノ場所ニ移シタルトキ
 - 四 被保險家屋ノ空家トナリタルトキ
 - 五 被保險物若クハ被保險物ヲ貯藏スル建物ヲ改造シタルトキ
 - 六 被保險物ノ數量若クハ價格ノ減少シタルトキ
 - 七 被保險物ヲ賣買讓與シ又ハ被保險利益ヲ轉付シタルトキ
 - 八 他ノ保險者ニ重複保險ヲ申込ミタルトキ
 - 九 右ノ外總テ危險ニ影響スル事柄ノ生シタルトキ又ハ保險申込所若クハ此證券ニ記載シタル事柄ノ變更シタルトキ
- 第六條 左ノ場合ニ於テハ當會社ハ損害賠償ノ責ニ任セス
 - 一 被保險者若クハ同居ノ親族力故意ニ放火シタルトキ
 - 二 火災ノ節被保險物ヲ隱匿シタルカ又ハ辨償金請求書ニ虛偽不正ノ記入ヲナシタルトキ
 - 三 法律規則ニ背キタルニ依リ生シタル火災及其他ノ損害
 - 四 内亂外患、一揆暴動等ニ原因スル火災及其他ノ損害
 - 五 被保險物ノ性質ニ依リ自然ニ火ヲ發シタルトキ
 - 六 震災ニ原因スル火災及其他ノ損害
 - 七 火藥ノ爆發機關ノ破裂若クハ雷電風災其他ノ天災ニシテ火災ニアラサル損害

一	一	一
金	金	金

右ハ貴社現行ノ火災保險規則承認ノ上申込候也

日本橋區通一丁目五番地
 大正十年五月三十日 申込人 古田一郎 印

火災保險株式會社御中

(商業據要一八五)

參 錢
 二 紙
 印

火災保險證券

第壹貳五六號

被保險者 古田一郎 殿

一保險金壹万五千圓也

一保險料金七拾五圓也

被保險物	家屋壹棟 木造瓦葺三階建 八拾四坪
住所	東京市日本橋區通一丁目五番地
保險期限	自大正十年五月壹日 至大正十一年四月三十日正午十二時
摘要	

當會社ハ右ノ被保險物ニ對シ古田一郎殿ト次ニ記載セル保險契約ノ條項ニ基キ火災保險ノ契約ヲ締結シタルニ依リ右ノ被保險物火災ニ罹リタル時ハ前顯ノ保險金額ヲ限リ損害ヲ辨償スベシ其證トシテ本證券ヲ交附致候也

東京火災保險株式會社

大正十年五月拾日

社長 廣山賢造 印
 支配人 細道一次 印

保險契約ノ條項

- 第一條 當會社ノ資本金ハ五百萬圓ニシテ責任ハ保險料、諸利子準備積立金、株金其他當會社ニ屬スル財産ヲ限リトス
- 第二條 保險ハ凡テ物件ヲ指定シテ契約スルヲ通則トス故ニ保險契約ノ効力ハ此證券ニ記載セサル他ノ物件ニ及ハサルモノトス
- 第三條 動産ハ包括シテ保險契約ヲ取結ヒタル場合ニ限り包括中ノ各部ヲ増減シ又ハ同價格ノ他ノ物品ト交換スルヲ得但現貨寶玉、證券、有價證券、書畫、稿本、古器物、其他普通價格ヲ有モサルモノハ包括セサルモノトス
- 第四條 左ノ場合ニ於テハ保險契約ハ無効タルヘシ
 - 一 保險申込書ニ虚偽、隱蔽等不正ノ廉アルカ又ハ火災保險ニ影響スヘキ必要ノ事項ヲ揭示セサルカ其他事實ニ相違ノ告知ヲナシタルトキ
 - 二 保險料ナリ日ニ拂込マサルトキ
- 第五條 左ノ場合ニ於テハ直ニ當會社ニ通知シ此證券ニ裏書ヲナシタルニアラサレハ保險契約ハ無効タルヘシ
 - 一 被保險物若クハ其近傍ニ危險ノ度ヲ増シタルトキ
 - 二 火ヲ取扱フヘキ場所ニ移シタルトキ(庖厨用ノ竈及ヒ日用ノ爐ヲ除ク)
 - 三 被保險物ヲ他ノ場所ニ移シタルトキ
 - 四 被保險家屋ノ窓家トナリタルトキ
 - 五 被保險物若クハ被保險物ヲ貯藏スル建物ヲ改造シタルトキ
 - 六 被保險物ノ數量若クハ價格ノ減少シタルトキ
 - 七 被保險物ヲ賣買譲與シ又ハ被保險利益ヲ轉付シタルトキ
 - 八 他ノ保險者ニ重複保險ヲ申込ミタルトキ
 - 九 右ノ外總テ危險ニ影響スル事柄ノ生シタルトキ又ハ保險申込所若クハ此證券ニ記載シタル事柄ノ變更シタルトキ
- 第六條 左ノ場合ニ於テハ當會社ハ損害賠償ノ責ニ任セズ
 - 一 被保險者若クハ同居ノ親族カ故意ニ放火シタルトキ
 - 二 火災ノ節被保險物ヲ隠匿シタルカ又ハ賠償金請求書ニ虚偽不正ノ記入ヲナシタルトキ
 - 三 法律規則ニ背キタルニ依リ生シタル火災及其他ノ損害
 - 四 内亂外患、一揆暴動等ニ原因スル火災及其他ノ損害
 - 五 被保險物ノ性質ニ依リ自然ニ生シタル火災及其他ノ損害
 - 六 震災ニ原因スル火災及其他ノ損害
 - 七 火藥ノ爆發機關ノ破裂若クハ雷電風災其他ノ天災ニシテ火災ニアラサル損害
- 第七條 火災ノ節當會社ノ徵章ヲ携帶シタル役員若クハ人夫其現場ニ立入り防火又ハ保護ノ爲メ相當ノ時間被保險物ヲ占有スルヲアルモ決シテ之ヲ拒ムヘカラス
- 第八條 被保險物火災ニ罹リタルトキハ當會社若クハ最寄代辦店ニ即時通知シ置キ二週間内ニ發火ノ原因罹災ノ狀況及損害價格等ヲ記載シタル辨償金請求書ヲ當會社ヘ差出スヘシ二週間内ニ此手續ヲナササルトキハ當會社ハ損害賠償ノ責ニ任セズ
- 第九條 被保險物火災ニ罹リタル時當會社ノ役員又ハ代辦人實損額調査ノ爲メ關係書類ノ檢閲ヲ請求スルトキハ被保險者ハ必ス之ニ應セサルヘカラス
- 第十條 辨償金ノ拂渡ハ被保險者ニ於テ損害ヲ證明シタル日ヨリ三十日ヲ超過セサルモノトス但シ事實不明ニシテ調査ノ爲メ時日ヲ要スルトキハ此限ニアラス
- 第十一條 辨償金ノ拂渡ハ現金ヲ以テスルヲ通則トス然レトモ當會社ノ都合ニ依リテハ代品ヲ以テシ或ハ修繕又ハ再築スルヲアルヘシ
- 第十二條 被保險物他ノ保險者ト重複保險ナルトキハ双方ノ保險金ヲ損害額ニ比例シ其割合ヲ以テ當會社ノ辨償額ヲ定ムヘシ如何ナル事情アルモ他ノ保險者ニ於テ負擔スヘキ金額ノ支拂ヲナサス
- 第十三條 時價未滿ノ保險金ヲ以テ保險契約ヲ取結ヒタル場合ニ於テハ保險金ト時價トノ比例ノ辨償額ヲ定ムヘシ
- 第十四條 保險金額ニ滿タサル辨償ヲナシタルトキハ殘額ニ對シテハ期限中効力ヲ有スルモノトス
- 第十五條 被保險物ノ損害額ニ付テ當會社ト被保險者ト意見ヲ異ニシタルトキハ双方ヨリ各一名ノ評價人ヲ選ビ其評定ニ附スヘシ評價人ノ意見一致セサルトキハ双方同意ノ仲裁人一名ヲ選シ之ニ判定セシムルヲ以テ最終トナシ其判定ニ對シテハ双方異議ヲ唱フルコトヲ得ス
- 第十六條 費用ハ當會社ト被保險者ト平等ニ負擔スヘシ
- 第十七條 辨償金ノ拂渡日ヲ通知シタル後チ五十日ヲ經テ受取ラサルトキハ當會社ハ損害賠償ノ責ヲ免ル
- 第十八條 保險契約ハ當會社又ハ被保險者ノ都合ニヨリ隨意解約スルコトヲ得
- 第十九條 當會社ニ領收シタル保險料ハ返還セサルヲ通則トス然レトモ次ノ第一項乃至第三項ノ場合ニ於テハ經過日數ニ割合セタル金額ヲ引去リ第四項ノ場合ニ於テハ左ニ記載シタル割合ニ相當ノ金額ヲ引去リ殘額ハ之ヲ返還スヘシ

經過日數一ヶ月以内	年額ノ四分ノ一
三ヶ月以内	全額ノ四分ノ二
六ヶ月以内	全額ノ四分ノ三
一ケ年以内	全額ノ四分ノ四
- 第二十條 第六條第四項乃至第七項ノ場合ニ依リ被保險物ヲ取毀チタルトキ
- 第二十一條 當會社ノ都合ニ依リ解約シタルトキ
- 第二十二條 被保險者ニヨリ解約シタルトキ

則 舊 卷 古 田 一 浪 製 業 壹 五 六 號

保險料

日より庫出の日まで保険に附するが如きは是なり。

火災保險料は、保險金額百圓につき、日歩一ヶ月又は一ヶ年幾何と定むるものにして、其割合は保險目的物によりて差等あり。例へば建築につきては、建築材料所在地附近の狀態・包藏物品の性質・建物使用の目的並に使用者の性行等によりて異なるべく、貨物の場合は、貨物が發火又は火災に罹り易き性質なるや否や、或は貯藏方法の完否、貯藏建物の構造及附近の狀況等によりて異なるなり。又保險期間の長短、季

第七條 火災ノ賠償會社ノ徽章ヲ携帶シタル役員若クハ人夫其現場ニ立入り防火又ハ保護ノ爲メ相當ノ時間被保險物ヲ占有スル
 「アルモ決シテ之ヲ拒ムヘカラス」
 第八條 被保險物火災ニ罹リタルキハ當會社若クハ最寄代辦店ニ即時通知シ置キ二週間内ニ發火ノ原因罹災ノ狀況及損害價格
 等ヲ記載シタル辨償金請求書ヲ當會社ヘ差出スヘシ二週間内ニ此手續ヲナササルキハ當會社ハ損害賠償ノ責ニ任セス
 第九條 被保險物火災ニ罹リタル時當會社ノ役員又ハ代辦人實損額調査ノ爲メ關係書類ノ檢閲ヲ請求スルトキハ被保險者ハ必ス
 之レニ應セサルヘカラス
 第十條 辨償金ノ拂渡ハ被保險者ニ於テ損害ヲ證明シタル日ヨリ三十日ヲ超過セサルモノトス但シ事實不明了ニシテ調査ノ爲メ
 時日ヲ要スルトキハ此限ニアラス
 第十一條 辨償金ノ拂渡ハ現金ヲ以テスルヲ通則トス然レトモ當會社ノ都合ニ依リテハ代品ヲ以テシ或ハ修繕又ハ再鑄スルヲアル
 ヘシ
 第十二條 被保險物他ノ被保險者ト重複保險ナルトキハ双方ノ保險金ヲ損害額ニ比例シ其割合ヲ以テ當會社ノ辨償額ヲ定ムヘシ如何
 ナル事情アルモ他ノ被保險者ニ於テ負擔スヘキ金額ノ支拂ヲナサス
 第十三條 時價未滿ノ保險金ヲ以テ保險契約ヲ取結ビタル場合ニ於テハ保險金ト時價トノ比例ノ辨償額ヲ定ムヘシ
 第十四條 保險金額ニ滿タサル辨償ヲナシタルキハ殘額ニ對シテハ期限中効力ヲ有スルモノトス
 第十五條 被保險物ノ損害額ニ付テ當會社ト被保險者ト意見ヲ異ニシタルトキハ双方ヨリ各一名ノ評價人ヲ選ヒ其評定ニ附スヘシ
 評價人ノ意見一致セサルトキハ双方同意ノ仲裁人一名ヲ選シテ之ニ判定セシムルヲ以テ最終トナシ其判定ニ對シテハ双方異議ヲ
 唱フルコトヲ得ス
 仲裁ノ費用ハ當會社ト被保險者ト平等ニ負擔スヘシ
 第十六條 辨償金ノ拂渡日ヲ通知シタル後五十日ヲ經テ受取ラサルトキハ當會社ハ損害賠償ノ責ヲ免ル
 第十七條 保險契約ハ當會社又ハ被保險者ノ都合ニヨリ隨意解約スルコトヲ得
 第十八條 當會社ニ領收シタル保險料ハ返還セサルヲ通則トス然レトモ次ノ第一項乃至第三項ノ場合ニ於テハ經過日數ニ割合セテ
 ル金額ヲ引去リ第四項ノ場合ニ於テハ左ニ記載シタル割合ニ相當ノ金額ヲ引去リ殘額ハ之ヲ返還スヘシ
 經過日數一ヶ月以内 年額ノ四分ノ一
 三ヶ月以内 全 四分ノ二
 六ヶ月以内 全 四分ノ三
 一ケ年以内 全 四分ノ四
 一ケ年以上 全 四分ノ五

則 舊 案

古田 一 瀬 規

保 險 會 社 法 正 六 號

保險料

火災保險契
約の手續

日より庫出の日まで保険に附するが如き是なり。
 火災保險料は、保險金額百圓につき、日歩一ヶ月又は一ヶ
 年幾何と定むるものにして、其割合は保險目的物によりて
 差等あり。例へば建築につきては、建築材料所在地附近の狀
 態・包藏物品の性質・建物使用の目的並に使用者の性行等に
 よりて異なるべく、貨物の場合は、貨物が發火又は火災に罹
 り易き性質なるや否や、或は貯藏方法の完否、貯藏建物の構
 造及附近の狀況等によりて異なるれり。又保險期間の長短・季
 節・水利の便否等も多少關係あるべし。
 火災保險の契約をなす手續は、申込書に、保險に附すべき
 物の名稱・數量・所在・價格・保險金額・保險料の割合等を記入し
 て保險會社に差出し、其承諾を得たるときは、保險料を支拂
 ひて火災保險證券を得るものとす。保險料は前拂を原則と

すれども、日歩保険の如きは、便宜上満了の日に支拂ふを普通とす。

火災保険証券には、海上保険証券記載事項の第一項乃至第九項の外、建物の所在、構造及び用法を記載するものとす。而して申込書に、虚偽、隠蔽、不正等の事實あるときは、契約無効となるべく、又被保険物の状態に變化ありたるときは、保険者に通知せざるべからず。

火災にかゝりたるときは、直ちに其旨を保険者に通知し、且つ一定の期間内に、其原因、状況、保険價格を記入したる保険辨償金請求書を差出すものとす。保険者は實地の調査をなして、故障なければ、保険金を現金にて支拂ふものなれども、場合によりては、代品又は修繕、再築等にて償ふこともあり。

保險料金		但割合金百圓=付				申込第	
圓	錢	造	番	量	品	貨	號
保險金		荷	號	荷	目	物	運送保險申込書
		荷	荷	印	數	ノ	證券
		受	出				番號
		人	人				
右ハ貴會社運送保險約款ニ據リ保險契約致度申込候也							
大正 年 月 日							
保險株式會社御中 契約人							
發着地	自						
運送ノ							
道筋及							
ビ方法							
保險期間	自大正						
運送人又	至大正						
ハ運送取	年年						
被保險者							
住所氏名							
							日午後四時

○保險金ハ圓位保險料ハ錢位ニ止メ以下ハ四捨五入トス

運送保險

運送保險證

生命保險

第三節 運送保險

運送保險は、海上以外に於ける運送貨物の危険を擔保する保險にして、陸上運送貨物は勿論、湖沼河川上の運送貨物も被保險物たることを得。

契約の手續は、海上保險の場合と略相同じく、其保險證券には、海上保險證券記載事項の内、第一項乃至第九項の外、運送の道筋及び方法、運送人の氏名又は商號、運送品の受取及び引渡の場所、運送期間を定めたるときは、其期間等を記載するものとす。

第四節 生命保險

生命保險とは、人の生死若しくは其身體上に起る一定の事實に關し、約束の金額を支拂ひ、以て人の生命に對する損害又は困難につき、慰藉又は善後策の一助を與ふる保險な

(商業撮要一八八)

第十條 被保險貨物損害ヲ受ケタル時ハ直ニ當會社本支店又ハ代理店ニ其狀況ヲ通知シテ立會検査ヲ受ケ十五日以内ニ損害貨物ノ明細目録及損害價額精算書ヲ添ヘ保險金請求書ヲ差出スニアラサレハ保險金支拂ノ責ニ任セス

第十一條 當會社ハ前條ノ書類ノ外損害ヲ調査スルニ必要ト認メタル帳簿書類等ノ檢閲ヲナスコトアルヘシ若シ損害證明調査ノ用ニ供シタル帳簿書類等ニ保險契約者若クハ被保險者ノ惡意ニ基ク重要ナル事實ノ相違アルトキハ保險金ヲ支拂ハス

號 運送保險證券

No.		No.	
保險料	保險金	保 險 物	
發着地	運送ノ	道筋及	方法
自			
至			
期	保	又	運
至	自	運	送
大	大	送	取
正	正	人	取
年	年		
年	年		
月	月		
日	日		
午後四時			

生命保險
 事實に關し、約束の金額を支拂ひ、以て人の生命に對する損害又は困難につき、慰藉又は善後策の一助を與ふる保險な

(商標第一八八)

第 號 運送保險證券

保 險 物		發 着 地	
保 險 金		自 至	
保 險 料		運 送 方 法	運 送 期 間
又ハ運送人		道 筋 及 方 法	自 大 正 年 年 月 月 日
又ハ運送人		運 送 期 間	至 大 正 年 年 月 月 日
又ハ運送人		運 送 期 間	日 午 後 四 時

當會社ハ前記保險物ニ對シ此證券ニ記載シタル運送保險約款ニ基キ大正 年 月 日 殿ト運送保險契約ヲ取結ビタリ依テ前記保險期間ニ會社ノ保險シタル損害ヲ生ジタルトキハ前記保險金額ヲ限トシテ 殿又ハ其指圖人ニ保險金ヲ支拂フ可シ其證トシテ此證券ヲ發行スルモノナリ

保險株式會社

大正 年 月 日

運送保險契約款

第一條 當會社ハ陸上又ハ河川湖沼ニ於テ貨物運送中ニ生シタル火災水災強盜竊賊衝突其他不可抗力ニ起因シタル總テノ損害ヲ保險ス

第二條 當會社ハ陸上又ハ河川湖沼ニ於テ貨物運送中ニ生シタル火災水災強盜竊賊衝突其他不可抗力ニ起因シタル總テノ損害ヲ保險ス

一 戰爭暴徒一擧地地震噴火ニ因リ又ハ之ニ隨件シテ起リタル損害

二 保險契約者若クハ被保險者ノ故意又ハ重大ナル過失ニ因テ生シタル損害

三 被保險貨物ノ性質若クハ瑕疵其他自然ノ消耗ニ因テ生シタル損害不可抗力ニ起因セサル損害又ハ荷造荷積ノ不注意ヨリ生シタル損害

四 竊盜鼠害蟲害雨漏及不可抗力ニ起因セサル損害荷包ノ破損中荷ノ混合ヨリ生シタル損害運送人又ハ運送取扱人ノ責任ニ任ス可キ損害

第三條 保險申込ノ際重要ナル事項ニ付不實ノ申告ヲナシタルトキハ保險契約ハ無効トス

第四條 保險ノ責任ハ特約アルニテハ被保險貨物ヲ運送人又ハ運送取扱人ニ於テ受取リタルトキニ始リ仕向地ニ着シタル後二十四時間ヲ經テ終ルモノトス但右期限前又ハ保險期間ヲ定メタルトキハ其期限前ト雖モ運送人又ハ運送取扱人ヨリ被保險物ヲ荷受人ニ引渡シタルトキハ保險ノ責任ヲ終リタルモノトス

第五條 當會社ノ承認ヲ得シテ保險證券ニ記載ノ運送ノ道筋及方法運送品ノ受取及引渡ノ場所運送人又ハ運送取扱人ヲ變更シタルトキハ保險契約ハ效力ヲ失フ

第六條 被保險貨物ノ全部又ハ一部ニ對シ重テ他ノ保險者ノ保險ニ付シタルトキハ速ニ其旨ヲ當會社ニ通知スルニアラサレハ保險契約ハ效力ヲ失フ

前項ノ場合ニ於テ當會社ハ責任ヲ解除スルコトアルヘシ

第七條 被保險貨物ノ損害額カ保險金額ヲ超過スルコトアルモ其超過シタル部分ニ對シテハ保險金ヲ支拂ハス

第八條 損害ノ生シタル時保險金額カ被保險貨物總額ノ價額ヨリ少ナケレハ保險金額ト被保險貨物總額ノ價額トノ割合ニ準シ保險金ヲ支拂フ可シ

第九條 當會社ハ保險料ヲ受取リテ保險證券又ハ領收書ヲ交付シタル後ニアラサレハ保險金支拂ノ責任ニ任セス

第十條 被保險貨物損害ヲ受ケタル時ハ直ニ當會社本支店又ハ代理店ニ其狀況ヲ通知シテ立會檢査ヲ受ケ十五日以内ニ損害貨物ノ明細目録及損害額精算書ヲ添ヘ保險金請求書ヲ差出スニアラサレハ保險金支拂ノ責任ニ任セス

第十一條 當會社ハ前條ノ書類ノ外損害ヲ調査スルニ必要ト認メタル帳簿書類等ノ檢閲ヲナスコトアルヘシ若シ損害證明調査ノ用ニ供シタル帳簿書類等ニ保險契約者若クハ被保險者ノ惡意ニ基ク重要ナル事實ノ相違アルトキハ保險金ヲ支拂ハス

No.

保 險 物		發 着 地	
保 險 金		自 至	
保 險 料		運 送 方 法	運 送 期 間
又ハ運送人		道 筋 及 方 法	自 大 正 年 年 月 月 日
又ハ運送人		運 送 期 間	至 大 正 年 年 月 月 日
又ハ運送人		運 送 期 間	日 午 後 四 時

生命保険契約の手續

四、簡易保険 下級の労働者の如き、普通の保険をつくる餘裕なき人々に、小額の保険契約をなし、死亡の際、葬式等の費用を得せしむるものにして、保険料は分割して幾回にも支拂はしめ、且つ之を支拂ふこと能はざるに至るも、既收保険料を標準として、幾分の利益を得せしむるなり。

五、徴兵保険 兵役に服するに至りたるとき、保険金を支拂ふものにして、其以前に死亡したるときも、概ね保険料の大部分を返すものなり。

右の**外疾病保険・負傷保険**等種々あり。

普通生命保険の契約をなすには、申込書に要件を記入して、保険會社に差出し、身體検査を受け、第一回の保険料を支拂ひて、保険証券を受くるものとす。而して生命保険は、他の損害保険の如く、損害の評価をなすこと能はざるを以て、保

保険料

險價格なし。従て保険金額も、保険者さへ引受くるときは、幾何にても契約することを得るのみならず、超過保険又は重複保険となる場合もなきなり。

被保険者死亡したるときは、保険契約者又は保険金受取人は直ちに之を、保険者に通知し、醫師の診断書及び保険金受取人の戸籍謄本を添へて、保険金請求書を差出し、領收證と引換に保険金を受取るものとす。

生命保険料は、一ケ年分宛前納するを普通とすれども、被保険者の便宜上、毎月拂三ケ月・半ケ年拂等の約束をなすものあり。其割合は、保険金千圓につき幾何と定む。

第五節 其他の保険

以上述べたる外、保険の種類甚だ多きも、左に其主なるもの數種を掲げん。

特殊の保険

- 一、信用保険 又誠實保險とも稱し、雇人又は他人の金銭を預りたる者が、其主人又は寄託者に損害を蒙らしめたるさき、之を填補する保険なり。
- 二、失業保険 労働者が、突然職を失ひたる場合に、契約の金額を支拂ふ保険なり。
- 三、盗難保険 神社佛閣等にて所蔵する貴重品、波止場にある商品等が、盗難にかゝりし場合の損害を填補する保険なり。
- 四、家畜保険 家畜が疾病の爲めに死し、又は悪疫防止の爲めに撲殺せられたるが如き場合の損害を填補する保険なり。
- 五、責任保険 偶然の出来事の爲めに、損害賠償の責に任せざべからざる者の爲めに、其填補を與ふる保険なり。

第十九章 税 關

税關

税關は、船舶の出入、貨物の輸出入、並に之に伴ふ外國貿易に關する事務を取扱ふ官署にして、我國にては、横濱・神戸・大阪・門司・長崎・函館・淡水・安平・釜山等に設置せられ、其他の開港には税關支署を置く。而して其取扱ふ事務の主なるものは、船舶及び貨物の取締並に關稅・噸稅の徴收等なり。

一、船舶及び噸稅

外國船たるを内國船たるを問はず、外國貿易の目的にて海外に往復する船舶を外國貿易船と稱し、海難其他已を得ざる場合の外、開港のみに入港することを得。而して開港に入るときは、船長は二十四時間内に入港届・積荷目録其他の必要な書類を税關に差出し、出港の際は、出港届を差出

船舶

噸稅

さざるべからず。又内國沿海のみを通航する船舶を沿海通航船といひ、何れの港にも入ることを得れども、開港より開港に、又は開港より其他の港に入るときは、入港届及積荷目録を差出さざるべからず。

外國貿易船が開港に入りたるときは、噸稅を課せらる。噸稅の割合は、入港毎に登簿噸數一噸又は十石につき五錢とす。但し稅率を十五錢として一時に納むるときは、滿一ケ年間、其船は幾回にても同港に入港することを得。

二、輸出入貨物及び關稅

輸出入を禁ぜられたる物にあらざる貨物は、通關手續をなして、輸出又は輸入をなすことを得。而して我國にては、輸入品に對しては關稅を課す。

關稅は、輸入貨物の性質・種類・産地等によりて差異あり。而

關稅

關稅
協定稅率
國定稅率

して其稅率の定め方に二種あり。

(一) 協定稅率

通商國との條約によりて定めらるゝものにして、其變更廢止も互に協商するを要す。而して我國の輸入關稅につき、協定稅率を有する國は、英・佛・獨の三國なれども、尙ほ米國・伊國・白耳義・和蘭・瑞西・奧太利・匈牙利・丁抹・希臘・西班牙・瑞典・諾威・亞爾然丁共和國・ブラジル・メキシコ・シヤム・伯露等の國々も、最惠國條款にて、他國に許せる利益は其國にも許すべき條約あるにより、皆協定稅率に均霑す。

(二) 國定稅率

我國にて任意に定むるものにして、其變更廢止も隨意なり。

關稅を課する標準に、從價稅・從量稅の二種あり。

(一) 從價稅 貨物の價格を基として課稅するものにて、貨

關稅
從價稅
從量稅
標準

從量稅

物の仕入地又は生産地に於ける原價に、荷造費・運賃・保險料其他の諸掛を加算したる金額を標準とす。

(二) **從量稅** 貨物の重量を基として課税す。

我國にては、輸入貨物の種類を詳細に分類して税率を定め、主として從量稅によりて課税すれども、種類によりては從價稅によるもあり。

三、通關手續

輸入手續

(一) **輸入手續** 貨物を輸入するには、**輸入申告書**に仕入書添へ、なほ協定税率の利益を受けんとするときは、其貨物の生産地に於ける本邦領事又は商業會議所等の證明したる**生産原地證明書**と共に、税關監査課に差出すものことす。税關にては、檢査課にて貨物を檢査し、鑑定課にて課稅の標準を定め、徵收課にて關稅を納めしめ

名	許放數	取扱者印	摘	要

(商業撮要一九六)



輸入免狀
IMPORT PERMIT.

申告番號 _____
告知番號 _____

積載船名 _____
Name of Vessel, _____

年 月 日 _____

記號番號 Marks and Numbers.	包裝ノ種類及個數 Number and Description of Packages.	品 名 Name of Articles.	數 量 Quantity.	稅 目 番 號 Tariff No.	一個ノ重量 Weight of one Package.
1					
2					
3					
4					

申告者 _____
Declarant _____

指定

輸入申告書
DECLARATION FOR IMPORTATION.

積載船名 _____ 入港年月日 _____
Name of Vessel _____ Date of Arrival _____

船 船 國 籍 _____ 検査申請年月日時 _____
Flag _____ Date of Application _____

申告番號 _____
告知番號 _____

受付年月日時 _____

船荷證券番號 No. of B/L.	積出地 Place of Shipment.	仕入地 Place of Purchase.	産出地又ハ製造地 Place of Pro- duction or Manufacture.	記號番號 Marks and Numbers.	包裝ノ種類及個數 Number and Description of Packages.	品 名 Name of Articles.	數 量 Quantity.	價 格 Value.	鑑定價	稅 目 番 號	稅 率	稅 額
1												
2												
3												
4												

申告書 Declarant.	國 籍 Nationality.	一個ノ重量	備 考 Remarks.	製造原産地證明書承認欄	監査課	徴収課	調 定 額
申告年月日 Date.	住 所 Address.				鑑定課	検査課	年 月 日 調定

添附書類
Documents Attached _____

(商業概要一九六〇)

課税の標準を定める徴収課にて關稅を納めしめ



1	2	3	4	
				<p>輸入申告心得</p> <p>一 申告書ニハ仕入書ヲ添付スヘシ又仕入書アルモノハ成ルヘク之ヲ差出スヘシ</p> <p>一 協定税率ノ便宜ヲ受ケントスル者ハ製産原産地證明書ヲ添付スヘシ</p> <p>一 申告書ハ黒インキヲ以テ讀ミ易キ様記入スヘシ</p> <p>一 品名ハ輸入税表ノ區別ニ依リ詳細ニ記入スヘシ雜貨又ハ商品ト云フカ如キ汎稱ヲ用フヘカラス</p> <p>一 價格ハ輸入港ニ到着シタル時ノ價格ナルヲ要ス</p> <p>一 關稅定率法第八條第一號ノ物品ナルトキハ輸入ノ目的ノ種類及加工者ノ氏名ヲ備考欄内ニ記入スヘシ</p> <p>一 關稅定率法第八條第二號乃至第七號及第十條ノ物品ナルトキハ輸入ノ目的及輸出港ヲ備考欄内ニ記入スヘシ</p>
				<p>INSTRUCTIONS.</p> <p>I—The declarant shall present the invoice of the declared goods, together with the specifications, if any.</p> <p>II—In order to enjoy the benefit of conventional tariff, the declarant shall present the certificate of origin.</p> <p>III—The declaration shall be written with black ink readably.</p> <p>IV—Name of articles shall be described in accordance with the requirements of the Import Tariff. No generic names, such as sundries or merchandise shall be allowed.</p> <p>V—Value of articles shall be the value at the time of arrival at the port of importation.</p> <p>VI—In case of importing articles mentioned in No. 1 of Art. VIII of Customs Tariff Law, the purpose of importation, the kind of additional works and the name of artist, shall be mentioned in the column of Remarks.</p> <p>VII—In case of importing articles mentioned in Nos. 2 to 7 of Art. VIII and Art. X of Customs Tariff Law, the purpose of importation and the port of re-exportation shall be mentioned in the column of Remarks.</p>
乙 號 統 計				

月日	記號番號	品名	許放數	取扱者印	摘要



積載船舶
Name of Vessel _____
船籍國籍
Flag _____

輸出申告書 (甲)
DECLARATION FOR EXPORTATION. (A)

交付年月日 _____
申告番號
No. _____

陸揚港 Port of Lading	仕向地 Destination	産出地又ハ製造地 Place of Production or Manufacture	記號番號 Marks & Numbers	個數 Packages	品名 Names of Articles	數量 Quantities	尺度 Measures	巾又徑 Inches or Diameters	價格 Value	諸掛費 Charges	計 Total

申告者
Declarer _____
申告年月日
Date _____
國籍
Nationality _____
住所
Address _____
備考
Remarks _____

上記事項ノ眞正ナルコトヲ誓フ
The contents of this declaration are truly stated.

輸出免狀(甲) 申告番號 _____
EXPORT PERMIT. (A)

積載船舶
Name of Vessel _____ 税關
船籍國籍
Flag _____ Custom House,

記號番號 Marks & Numbers	個數 Packages	品名 Name of Articles	數量 Quantities

申告者
Declarer _____
住所
Address _____

(商業檢査一九六)

輸出申告書
EXPORT DECLARATION

品名	数量	単位	備考

輸出手續

て、輸入免状を渡すなり。輸入者は、更に貨物課より引取免状を受けて、貨物を引取るものとす。

(二) 輸出手續 貨物を輸出するには、輸出申告書を差出し、輸入の場合と同じく貨物の検査を経て、輸出免状を受け、貨物課の承認の上、積込をなすものとす。

積戻手續

(三) 積戻手續 一旦陸揚したる外國貨物を、再び積出すことを積戻といひ、其手續は、輸出の場合と同じ。尤も保税倉庫に藏置せる貨物を積出すには、積戻願書を差出し、積戻免状を得、庫出の後船積の手續をなさざるべからず。

運送手續

(四) 運送手續 外國貨物を、内地に於ける法定地域間に運送するには、法定の海路又は陸路によらざるべからず。其手續は運送申告書を差出し、貨物の検査を受け、運送

免状を得ざるべからず。運送先にて税關に免状を差出し、運送済の記入を受け、更に輸出するときは、輸出手續をなすべく、其儘輸入するときは、輸入手續をなすものとす。

四、貨物の收容

外國貿易船より陸揚せられたる貨物が、七日以内に輸入手續をなして之を引取るか、又は保税倉庫若しくは假置場に移入する手續をなされざるときは、税關にては之を税關倉庫に收容し、三日以内に其旨を揭示するものとす。而して六ヶ月内に收容解除の請求をなすものあらざるときは、之を公告し、尙一ヶ月を経るも解除の請求あらざるときは、税關は其貨物を競賣し、關稅倉敷料其他の費用を差引き、殘金は荷主の請求ありたるこき渡すものとす。收容貨物が腐敗

貨物の收容

運送ノ目的 Object of Transportation.		記號番號 Marks and Numbers.	運送先 Destination
申告者 Declarant		住居 Address	
前船載船舶 Ex-Vessel		船國籍 Flag	運送先 Destination
前船載船舶 To Vessel		船國籍 Flag	運送先 Destination

(商業撮要一九八)
(商事要綱上卷一七七ノ節)

海路運送申告書

DECLARATION FOR SEA TRANSPORTATION.

前積載船舶
Ex-Vessel _____

申告番號 _____

船舶國籍
Flag _____

積込船舶
To Vessel _____

受付年月日時 _____

運送ノ目的 Object of Transportation.	船荷證券番號 No. of b/l.	運送先 Destination.	記號番號 Marks and Numbers.	包裝ノ種類及個數 Number and Description of Packages.	品名 Name of Articles.		數量又ハ尺度 Quantities or Measures.	巾又ハ徑 Inches or Diameters.	價 格 Value.	鑑定價	稅目番號	稅 率	稅 額
					内國貨物 Domestic goods.	外國貨物 Foreign Goods.							
1													
2													
3													
4													

申告者 Declarant _____	國 籍 Nationality _____	一 個 ノ 重 量 1 _____ 2 _____ 3 _____ 4 _____	備 考 Remarks.	擔保提供 _____ 到達年月日 _____ 擔保義務解除年月日 _____	監査課 検査課 鑑定課 徴收課 貨物課
年 月 日 Date _____	住 所 Address _____				

明治四十四年七月一日改正

(商案撮要一九八)
(商事要綱上卷一七七ノ節)

關は其貨物を競賣し、關稅倉敷料其他の費用を差引き、殘金は荷主の請求ありたるこき渡すものこす。收容貨物が腐敗

個ノ重量

海路運送免狀 PERMIT FOR SEA TRANSPORTATION.

前積載船舶
Ex-Vessel _____

船舶國籍
Flag _____

積込船舶
To Vessel _____

運送ノ目的 Object of Transportation.	記號番號 Marks and Numbers.	包裝ノ種類及個數 Number and Description of packages.	品名 Name of articles.		數量 Quantities.	一個ノ重 Weight per unit.
			內國貨物 Domestic goods.	外國貨物 Foreign goods.		

申告者

Declarant _____

前積載船舶

Ex-Vessel _____

船舶國籍

Flag _____

海路運送 DECLARATION FOR SEA TRANSPORTATION.

運送ノ目的 Object of Transportation.	船荷証券番號 No. of b/l.	運送先 Destination.	記號番號 Marks and Numbers.	包裝ノ種類及個數 Number and Description of Packages.	品名 Name of Articles.	
					內國貨物 Domestic goods.	外國貨物 Foreign Goods.

申告者

Declarant _____

國籍

Nationality _____

一個ノ重

1

2

3

4

年月日

Date _____

住所

Address _____

等の恐あるときは、右の期間以内にて、も公告して競賣する
ことあり。

五、税關貨物取扱人

税關取扱人

税關に於ける輸出輸入其他の手續は、頗る複雑にして、之
に慣れざる者にござりて甚だ不便なるが故に、自己又は荷主
の名を以て通關手續を代理し、手数料を得ることを營業と
する者あり。之を**税關貨物取扱人**といふ。税關貨物取扱人た
らんとする者は、一定の資格を具へ、免許状を受け、身元保證
金を納めざるべからず。而して取扱業務は、税關長の監督の
下に行ふものにして、手数料の割合も最高額を定めて、其許
可を受けざるべからず。

第二十章 取引所

（前掲海運通申書）
海運通申書

取引所

取引所は、投機取引をなす場所なり。投機取引とは、貨物の相場が變ることを豫想し、其相場の差額を利せんとする目的にて賣買するをいふ。取引所に株式會社組織のもの、會員組織のもの、ごあれども、我國の取引所は、多く株式會社の組織によるが故に、以下述ぶる所は、主として株式會社にて營まる、取引所のこごなりご知るべし。

一、取引所の種類

取引所に、株式取引所と商品取引所の二種あり。株式取引所は公債證書、株券、債券等の有價證券を賣買するものにして、商品取引所は、穀物、生絲、棉花、砂糖、石油等種々の商品の内、一種又は數種を取引するものなれども、我國にて最も盛んなるは、米穀取引所なり。

二、仲買人

仲買人

取引所にて取引をなすものは、一定の資格を有し、免許を受け、身元保證金を納めたる仲買人のみに限らるゝものにして、一般の人々が賣買をなさんごせば、皆仲買人に依頼せざるべからず。仲買人は、委託者に代りて賣買をなし、一定の仲買料を得るものごす。

三、取引の方法

取引所の取引は、毎日一定の時間に仲買人集合し、取引所役員監督の下に賣買するものにして、之を立會ごいひ、午前の立會を前場ごいひ、午後の立會を後場ご稱す。

取引の種類に直取引、延取引、定期取引の三種あり。

一、直取引

取引契約成立の日より起算し、數日以内に受渡をなす規定にして、若し其當日休日に當るごきは、其翌日に受渡をなすべきものごす。又我株式取引所にて

取引種類
直取引
延取引
定期取引

は、直取引は或る特種の株券に限りてのみ行はれ、一般の株券に對しては之を禁ぜらる。

二、延取引 賣買を約束したる後、三日以上百五十日以内に其受渡をなすものにして、此方法は、今日實際に於ては殆ど行はれず。

取引方法

三、定期取引 一定期後に受渡をなすべき約束にて賣買する者にして、三ヶ月を最長期とし、當月限、翌月限、翌々月限りの三種ありて、各限月の末日を以て受渡をなす。右の内、直取引及延取引の賣買方法は、賣手買手相對にて契約する**相對賣買**と、前以て現物・見本又は其種類・數量・受渡期日等を揭示して、口頭にて價格を競争せしむる**羅羅賣買**と、同じ方法にて記名投票を以て競争せしむる**入札賣買**とあれども、我取引所にては**相對賣買**のみに限らる。

欠

欠

工業者は其危険を軽減し、安心して生産又は分配の業務を實行することを得。

取引弊所の害

取引所は、右の如き效益あれども、亦次の如き弊害もあり。

一、買占め 投機業者が、一般の需要供給より生ずる自然の相場を待たずして、資金の續くまゝに、故意に買ひ煽りて人氣を引立て、相場を上騰せしめ、受渡期日近づくに従ひ、賣主が現品整はざるが故に、高く之を買ひ埋むるの已を得ざるに至れるを見計ひて之を轉賣し、以て奇利を博するものにして、一般市場の相場をも狂はしむるが故に其弊大なり。

二、賣崩し 賣崩しは、買占めの反對にして、現品を有せざるに拘はらず、先物を無暗に賣出して相場を下落せしめ、買手現品を引取るの資金に乏しきが故に、之を轉賣

するに至れる機を利用して買戻しをなして、暴利を得るものにして、其弊害買占めと同じ。

三、流言蜚語の作出 經濟上、人氣に影響を及ぼすべき種々の出來事を作りて之を流布し、以て相場を變動せしめて奇利を博せんとするこゝあり。

四、虚偽取引 自己の都合よき値段を以て、一方の仲買人をして多額に賣らしむると同時に他の仲買人をして之を買はしめて、人爲的の相場を表はして場面を迷はし置き、其間に買埋め又は賣逃げをなして利益を占むるものなり。

右の外、**懐合**にて、仲買人が客より受けたる賣注文と買注文とを組合はし、賣買を装ひて場面に上さず、以て取引所に納むべき手数料を利し、客より預りたる證據金を利用する

が如き、或は取引所員が仲買人と結び、又は賄賂を受けて證據金納付を手加減し、或は受渡現品の検査格付等級を不公平ならしむるが如き、或は世人をして一攫千金の空想を起さしめて、一身上の方向を迷はしむる者を生ずるが如き等、種々の弊害あり。

最新商業撮要 三訂版終

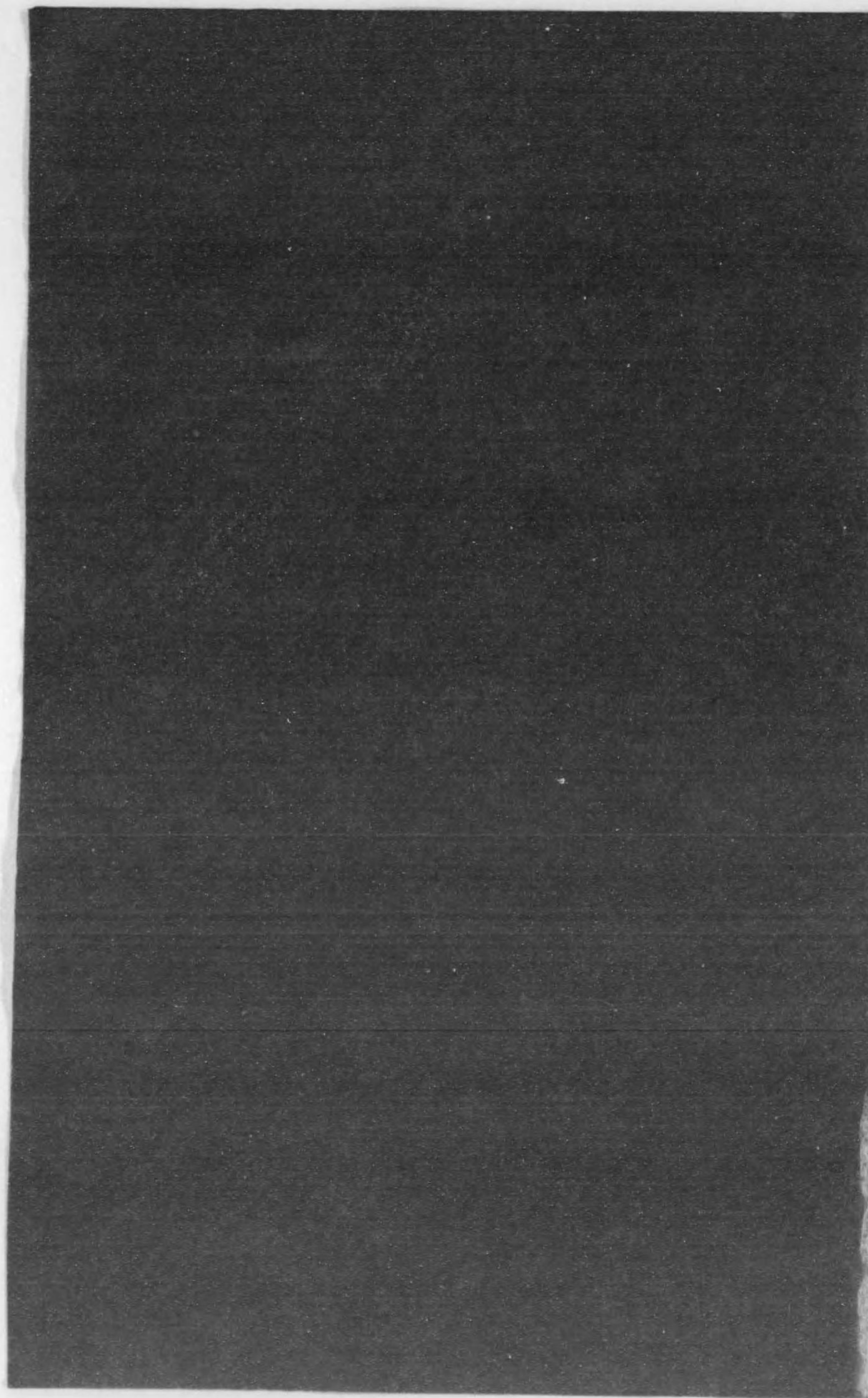
大別漢文辭
東漢文辭

大別漢文辭

大別漢文辭

大別漢文辭

大別漢文辭



322

315

終